

大阪消防

OSAKA SHOBO

平成31年

4

月号

No.829



食べて遊んで癒されて、
極楽の殿堂ここにあり！

なんば千日前の
『アムザ 1000』

笑って
見送れ
最終電車！

12F 難波個室居酒屋 活き意気・さくらさくら

11F～5F サウナ&カプセルアムザ

西日本最大 590 室！本格派サウナ

展望露天風呂、温泉『萬の湯』

4F ミック&インターネットカフェ アプレシオ

地域最安値！アイ&ソフト食べ放題

3F ビッグエコー・鶴屋亀八・さんばち屋

2F サイゼリア・カ丸・びっくりドンキー

1F 炭焼笑店陽・水炊きからあげ鳥吾郎

大東洋 なんば店 B1 CLUB-D



〒542-0074 大阪府中央区千日前 2-9-17

団体割引適用で割安！

※③を除きます

～消防人生をずっと補償～

いざという時のために！

一般財団法人全国消防協会 職員福利厚生事業

消防職員・消防退職者のための保険

① **30%**
消防職員医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約
・傷害保険特約セット 団体総合保険

募集時期 ■ 7月～8月 2月～3月 2月～4月 (新採用プラン)

② **30%**
消防職員傷害保険

総合補償特約セット
普通傷害保険・家庭傷害保険

③ **3,200円**
消防職員賠償責任保険

公務員賠償責任保険 (消防職員危険担保
特約条項、初期対応費用担保特約条項、保険料
支払に関する特約条項)

募集時期 ■ 12月～2月 7月～8月

④ **20%**
消防職員がん保険

団体総合生活保険 (がん補償)

募集時期 ■ 12月～2月

⑤ **20%**
消防職員介護保険

団体総合生活保険 (介護補償)

募集時期 ■ 12月～2月

⑥ **約40%**
消防退職者医療保険

団体総合生活保険 (医療補償)

募集時期 ■ 12月～2月

こちらは概要のご案内になります。各保険の詳細については、パンフレットをご参照ください。取扱商品、各保険の名称や補償内容等は引受保険会社によって異なりますので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくご確認ください。詳細は約款によりますが、保険の内容等についてご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。



全国の消防職員・ご家族の皆様とともに
全国消防保険サービス株式会社

一般財団法人 全国消防協会
損害保険取扱代理店



〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル 5階 TEL.03-3234-1331 (代)

引受保険会社 ・ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 ・ 東京海上日動火災保険株式会社

SJNK18-11548 (2018/12/10)
18-TC02060 (2018年12月作成)



山下 雅也

大阪市危険物安全協会副会長
淀川防火協力会副会長
淀川危険物防火協議会副会長
淀川自衛消防協議会副会長
田岡化学工業株式会社 専務取締役

大阪の安全・安心のために

平成の時代も間もなく幕を閉じようとしています。この30年余りを振り返りますと元号の印象とは違って、多くの自然災害の被害が思い起こされます。日本各地を襲った地震、津波、台風、集中豪雨、それらに伴う河川の氾濫や土砂災害など「今まで経験したことがない云々」という言葉を何度も耳にしました。そのたびに我が身の危険も顧みず救助活動に従事されている全国の消防隊員の方々の活躍を報道等で拝見し、本当に頭が下がるとともに頼もしく感じたところです。

さて私は田岡化学工業株式会社で生産担当役員として危険物工場の安全管理に取り組んでいます。立地する淀川区は大阪市の縮図とも称されるくらい住宅、工場、商業施設等がコンパクトに集まっており、防火、防災は最も重要な使命です。当社では定期的な自衛消防訓練の実施をはじめ、南海トラフ地震の発生を想定した合同訓練を消防署から化学車や救助隊等の参加をいただき毎年実施しています。

また、防火協力会としましても、防火・防災の普及啓発のために防災講演会や区民祭り等のイベントを通じて火災予防広報を行ってまいりました。加えて昨年度は「救命サポートアプリ」のチラシを作成し、区民の方々や区内事業所に対しての指導や積極的な広報活動を展開し、救命率の向上にも努めました。

今年は6月にG20が、また2025年には万国博覧会と大阪でのビッグイベント開催が予定されており世界の注目が大阪に集まると思われます。より一層魅力にあふれた大阪と言われるよう「住みよいまち」「安全なまち」をめざして、引き続き、地域の方々と、そして淀川消防署との連携を深め、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。



春の火災予防運動オープニングイベント

2月22日
ヤンマースタジアム長居
(東住吉区)

3月1日(金)～3月7日(木)までの1週間、春の火災予防運動が実施されました。それに先立ち、2月22日(金)にオープニングイベントとして、Jリーグ開幕戦に合わせてヤンマースタジアム長居周辺において、セレッソ大阪応援ナビゲーターにも参加していただき、「消防ふれあい体験」を開催しました。



©TOMY「トミカ」は株式会社タカラトミーの登録商標です。

2018年度関西国際空港航空機事故消火救難総合訓練

2月28日
関西国際空港



平成30年度 職員提案制度・はなまる活動表彰制度に係る 事例発表及び市長表彰式

3月11日

3月11日、職員人材開発センターにおいて、「職員提案制度・はなまる活動表彰制度に係る事例発表及び市長表彰式」が開催されました。当局から、職員提案制度で2事例（淀川消防署）、はなまる活動表彰制度で3事例（規制課・阿倍野消防署・西成消防署）が市長表彰を受けました。詳細については、5月号に掲載予定です。



IRT24時間実践型シミュレーション訓練

2月28日、3月1日
舞洲消防訓練用地
(此花区)

2月28日から、舞洲消防訓練用地において、当局のIRT隊員、大阪府内の7消防本部、近隣の2消防本部のほか大阪府警察本部、海上保安庁も参加して、大規模地震に見舞われた被災地で救出活動を昼夜絶え間なく続けるという想定の大規模な訓練を実施した。



表紙：梅田スカイビル／編集部

01	このは	大阪の安全・安心のために	山下 雅也
02	グラビア	春の火災予防運動オープニングイベント	編 集 部
03	グラビア	2018年度関西国際空港航空機事故消火救難総合訓練	編 集 部
03	グラビア	平成30年度職員提案制度・はなまる活動表彰制度に係る事例発表及び市長表彰式	編 集 部
04	グラビア	IRT24時間実践型シミュレーション訓練	編 集 部
05	コンテンツ		編 集 部
06	いっしょい、大阪消防です！	清水 一二さんを訪ねて	編 集 部
09	ニュースカプセル	桃尻教祖、橋本治さん	藤井 英一 イラスト・山田いつか
10	「平成ものがたり」	31年（2019年）	早稲田政一
12	レスキューナースからのメッセージ（37）	防災リーダーを若い世代に！	辻 直美
13	救急安心センターおおさかだより		救 急 課
13	災害概況		警 防 課
14	コマンドアイ	〇〇管内火災受信中！	指令情報センター
16	調査鑑識	火災調査書類等に対する照会回答について	調 査 鑑 識
18	レスキューボイスII	～土砂埋没救助事案～（No.13）	警 防 課
22	楽楽大阪弁万葉講座	（第4回）落語家なんかに負けへんで	中村 博
23	環状線		各 所 属
30	大阪の消防NEWS	吹田市・枚方寝屋川消防組合・大阪狭山市・泉大津市各消防本部	
33	職務 1	消防局運営方針について	企 画 課
35	キセイカナビ	高圧ガス保安法「保安統括者、保安技術管理者及び保安係員」について～昇任試験対策編～	規 制 課
37	職務 2	模擬家屋訓練施設について	警 防 課
39	職務 3	予防部めぐり 予防課調査鑑識の紹介	予 防 課
40	職務 4	大阪市火災予防条例の解説（65）	規 制 課
42	お知らせ	消防防災科学技術賞 2019 作品募集	消防庁消防研究センター
43	そやねん！教育訓練センター		高度専門教育訓練センター
44	大阪市防火管理協会からのお知らせ		編 集 部
45	自衛消防隊紹介		此 花 区
45	女性防火クラブだより		東 淀 川 区
46	健康ダイアリー	今年から、がん検診を！	人 事 課
47	親睦会だより	平成30年度親睦会卓球大会・クラブ紹介 柔道部	大阪市消防職員親睦会
48	大阪めぐり（表紙）・編集室		編 集 部

中村 佳睦さんからのご紹介 『 清水 一二さんを訪ねて 』

私にとっての丹波焼

丹波焼の発祥

「陶器」は土器の延長線上のもので、奈良・平安時代に芽生え、本格的な陶器が成立したのは鎌倉時代です。陶器の世界では飛躍的な展開をしたこの時代の陶器は中世陶器といわれ、瀬戸・常滑、越前、信楽、備前、丹波が現在も日本六古窯としてその名をとめています。

瀬戸を除く、他の諸窯の製



陶芸家・粕耀窯

しみず いちじ
清水 一二さん

プロフィール

- 1961 丹波立杭に生まれる(兵庫県篠山市)
- 1984-88 丹波・瀬戸・備前にて学ぶ
- 1993 日本陶芸展入選(2007、11、13、15、17、19入選)
- 1999 国際交流基金海外巡回展に出品
- 2003 日本伝統工芸展入選(〜06、08〜18入選)
- 2004 粕耀窯を開窯
- 2007 現在形の陶芸・萩大賞展 準大賞
- 2009 日本陶芸展 茨城県陶芸美術館賞
日本伝統工芸近畿展 滋賀県教育委員会教育長賞
伝統工芸陶芸部会展 日本工芸会賞
「ひょうごゆかりの美術家展」出品
(兵庫県立美術館・原田の森ギャラリー)
- 2010 現在形の陶芸・萩大賞展Ⅲ 優秀賞
陶芸展 奨励賞
アイデンティティとオリジナリティ(兵庫陶芸美術館)
現代・陶芸現象(茨城県陶芸美術館)
- 2016 知命〜50代の挑戦展(伊丹市立工芸センター)
現代陶芸・案内(茨城県陶芸美術館)
- 2019 田部美術館大賞・茶の湯の造形展 奨励賞

パブリック・コレクション

山口県立萩美術館・浦上記念館、国際交流基金
茨城県陶芸美術館、兵庫陶芸美術館
ロサンゼルス・カウンティ美術館(アメリカ)
ブルックリン美術館(アメリカ・ニューヨーク)

日本工芸会 正会員、日本陶芸美術協会会員

工房 669-2135 兵庫県篠山市今田町上立杭393

品は無釉陶で、須恵器生産技術を引き継いで発達させた「焼きしめ陶」でした。この無釉陶器は、その強靱な実用性で当時の需要者を満足させていたようです。

丹波焼は、摂津の国から丹波の国への峠周辺に古い窯が残っています。当初は、粘土が出土する場所ので焼いていました。当時の窯は傾斜地に穴を掘り、天井をつけた小さな「穴窯」でしたが、安土桃山時代以降の窯は、朝鮮半島より伝わった新しい構造の「登窯」で、江戸時代には材料の粘土の運搬も出来、人里に近い場

所で作陶されるようになりまし。以降、甕、壺、擂鉢、徳利等の日用品が多く作られ、50mにも及ぶ大きな窯も残っています。

「官窯」と「民窯」

安土桃山期以前に焼き物は中国や朝鮮半島から輸入されていたが、豊臣秀吉の文禄・慶長の役後、朝鮮半島からの陶工により、有田、萩などの産地が形成されました。

萩焼は長州・毛利氏、有田焼は鍋島藩、九谷焼は加賀・

前田氏と、殿様の命令による「官窯」で献上品などを作り、どんどん進化しましたが、それに比べ丹波焼は民による「民窯」で、茶の湯の道具が官窯に比べて少なく、甕、擂鉢、徳利(時代劇で出てくる、文字の書いてあるもので、このあたりでは「貧乏徳利」と言われていた)等の日用品を沢山生産していました。また京の都と西国を結ぶ西国街道沿いでもあったため、京焼の影響を受けた作品が残っています。そのひとつが江戸時代の後期、白い泥を使った「白丹波」という技法です。

ブームの到来

大正末期になると、柳宗悦が、「下手物」(ごくありふれた安い日用品)に対してスポットをあて、これを「民藝」と名付けました。濱田庄司、河井幹次郎らがそれにならって使い始めたのが大正14年の事です。それまで美の対象として顧みられる事のなかった「下手物」の中に、「健康な美」や「平常な美」が豊かに宿ることを発見し、昭和6年に「暮

らしの美」を啓発する機関誌「工藝」を創刊、それ以後「民芸」という言葉が認識されるようになりました。

さらに昭和30年代になると濱田、河井、バーナード・リーチらが丹波焼を訪れ、「民芸ブーム」が巻き起こりました。私の子供時代、丹波焼はモノトーンの時代で、大阪万博（昭和45年）の頃は天目（真っ黒の釉をかけたもの）の丼鉢が関西、特に大阪のうどん屋さんからの大量の注文をうけ、大ヒットしました。

「多様性」こそ、丹波の魅力

丹波焼は民窯であったため、「これぞ丹波焼」といったイメージに乏しいところがあります。しかしそれが自由な作風を生む長所でもあります。

私より一回り年齢が上の方々が京都に勉強に行きはじめ、自分にしかない焼き物の模索がはじまりました。民窯の良さとも言える、固定したものがない、自由で窯元ごとに雰囲気が違う「多様性」に

拍車がかかりました。

私の修業時代

さて、私が陶芸を志し、最初に弟子に入りしたのが、ご近所（丹波焼）の窯元です。景気の良い時代でしたので、大変忙しく、しかし私には作る技術がありませんから雑用作業のお手伝いでした。小さい頃から焼きもののづくりは見ていましたが、だからと言って作れるものではなく、土を練る作業から覚えなければなりませんでした。

こうして一年が過ぎ、窯元の事情で伯父の工房へ移り3年の修業が過ぎました。そのあと、丹波以外の窯業地を体験してきた方が良く、という従兄の勧めで、瀬戸焼、備前焼の窯元へそれぞれ数か月の勉強に行きました。

なかでも、特に備前での体験は私の口くち技術の元になっているように感じます。地元の丹波では民芸、瀬戸では食器作りでしたが、備前でお世話になった先生は個人作家として仕事をされています。だから、所謂「陶芸家」の仕事

というものを間近かに見られたことにより、その後の制作の方向性が決まったと思っています。丹波で基礎を学び、瀬戸で技術の多様性を学び、備前で芸術家としての心構えを学んだということなのだと思っています。

珀耀窯を開窯

平成16年、現在の工房で作陶を始めた時には、子どもの頃のモノトーンとは違う、もっと色調がある物を創りたいというイメージがありました。「珀耀窯」という名は、「内か

らも、外からも輝く様に」と同級生である真言宗のお坊さんにつけていただきました。

粘土は、基本的には丹波の粘土、それに京都の粘土などをブレンドしたものを使っています。

私は有田焼や九谷焼のような華やかな焼き物や、端正な白磁や青磁に憧れがあります。今は流通が発達し、様々な材料が手に入るようになりましたので、自分に合った粘土を使って作陶しようと思っています。手に取る器、湯呑、ぐい呑、茶碗等は、適度な重さが大事だという思いをもっ



て制作しています。

現代は陶芸産地の特徴が希薄になりつつはありますが、備前焼には粘土の質感と、薪窯による景色の妙が有り、萩焼には柔らかな肌合いの優しさが有り、有田焼には磁器の凛としたたずまいがあります。これらに比べ丹波焼には産地の特徴は薄いかもしれませんが、それぞれの作りの個性が響き合い、「多様性」というイメージが定着していけば良いのではと考えています。

丹波焼では60軒近い窯元があります。それぞれに薪窯、ガス窯、電気窯と使い分けています。私は今はガスと電気窯を併用しています。

土と向き合って

私が子供の頃は真冬にロク口で作った品を工房に置いていたら、翌朝には水分が凍ってしまい、温度が上がって溶ける頃には形が崩れてしまふ、というような自然との闘いもありました。

最近土を練るのも土練機という機械があり、「菊練

り」という粘土を手で練る作業を省略することも出来ません。作りたい物に適した粘土を見つけて、電話をかければ、宅配便で届けてもらうことも出来ます。

丹波焼はロク口を右足で蹴りだして、左回転で作業してました。日本の陶芸産地の多数は右回転での作業が主です。なぜか丹波焼は回転方向が違っているのです。しかし今は昔と違って電気ですから、電源を入れてスイッチひとつで方向が変えられ、右へでも左へでも力強く回ってくれます。

私は陶芸教室で初めて陶芸に触れる方には、「陶芸の作業は自転車に一度乗れるようになったらずっと乗れるのと同じで、一度要領を覚えると出来るんです。陶工は器用な人がやっているんではないんです。慣れなんです。同じ動作を繰り返すうちに手が決まっていけます」と、お話をします。

そうは言っても10年もやっているすと大概の物は出来ませんが、土が自分の思うようになってくれるには20年かかり

ました(笑)しかも、その日の体調や精神状態によって、土が伸びない時があります。生身の人間が創るものですから。

私が現在取り組んでいます作品は、ロク口で形を作り、削り作業(仕上げ)後、半乾きの時に表面に白い泥を塗って乾燥、そして素焼き(850℃)をします。また違う白い泥を吹き付け、1240℃で本焼きをします。さらに金や赤の絵の具を筆で線書きして750℃で焼き付ける、という工程をたどりま。

陶芸は他の工芸とは違い、窯に入れて焼くという作業が入ります。電気でも、ガスでも、薪でも、作品を窯に入れ蓋を閉めると、あとは「神のみぞ知る」世界となります。焼成後に思い通りの色にならなかつたり、思わぬ疵が出来たりすることがありますが、それでも蓋を空ける時がいつも一番楽しみです、ドキドキ感

があります。上手く行つたその一瞬が忘れられないから、ずっとこの仕事を続けているのです。



すいでいしらたん ば きんさい き
吹泥白丹波金彩器

コラムで、現代の世相を斬る！

コラムニスト藤井氏によるニュース解説と、その背景にうごめく時代の渦を照らします。

第60回

桃尻教祖、橋本治さん

◎コラムニスト 藤井 英一

「とめてくれるなおつかさん……」

団塊（だんかい）世代の教祖、橋本治（おさむ）さんが、今年1月29日に肺炎で亡くなった。70歳。橋本さんがマスコミに登場したのが、東大在学中の第19回駒場祭ポスターだ。1968年11月21日に学内にはられたポスターは、時代の香りを放つ作品だった。もろ肌抜いた入れ墨男のイラストに、「とめてくれるなおつかさん」 背中のいちじく（イチジク）が泣いている。男東大どこへ行く」の決め台詞。高倉健さんや藤純子さん主演のヤクザ映画がヒットしていた。

この年は世界で学生が反乱した時代。東大でも医学部不当処分を発端とする学生の反発が強まり、全共闘系学生が施設をバリケード封鎖するなど、混乱が拡大していった。翌年1月18、19日にはついに機動隊が導入され、ガス銃と火焔瓶が飛び交う安田講堂攻防戦となった。成田空港・ベトナム戦争、米空母佐世保寄港などに反対する街頭活動も激しかった。

「桃尻語訳 枕草子」『窠変 源氏物語』（絵本 徒然草）

鶴屋南北の卒論で文学部国文科を卒業した橋本さんは、著述家として発信し続けた。若い女性が率直で分かりやすい口語で縦横無尽に語る『桃尻娘』シリーズで、瞬く間にファンを確保。桃尻教の教祖となった。画集・画文集や男の編物本、文学評論『失われた近代を求めて』上・中・下、「ぼくらのSEX」「親子の人生相談」「絶滅所類図鑑」「蓮と刀」「古事記」……など、発信の幅が実に広いのだ。

私が愛読しているのは、10年がかりで完成させたという『桃尻語訳 枕草子』上・中・下▽『窠変 源氏物語』全14巻▽『絵本 徒然草』上・下。ともに、ざくばらんな桃尻語を駆使。平安朝の清少納言や紫式部、鎌倉中世の吉田兼好が活写する世界を、実に分かりやすく再現。日本で最も代表的な古典と読者の距離を、ぐーんと近づけることに成功しているのだ。

「日本語に人間らしさ 導入したい」

その「桃尻語訳 枕草子」のあとがきで橋本さんは、次のように結んでいる。

「『こういう前代未聞で破天荒な訳文を作れば、きこまじめな人からは怒られるだろう』と思いました。『怒られたついでに。オレは、もううんと日本語に人間らしさを導入したくて、言葉というものを、もつと融通のきくものにしたい』と、そう思っていました」

東大で1年後輩だった社会学者、橋爪大三郎さん。橋本さんが休んだ日の講義ノートを貸すような関係だった。2月7日付け毎日新聞夕刊に「権威から自由、批評鋭く」との見出しで次のような追悼文を寄稿していた。

「イデオロギーや既成概念から自由だった。誰よりも聡明だったのに、卑俗な一般人の場所から発言した。どんな権威も彼にはないに等しい。それが鋭い批判になった。それでいて優しい。人々が橋本さんの作品を愛したのは、当然である」



イラスト：山田いつか

平成

ものがたり

31年
(2019)



コラムニスト 早稲田 政一



テレビ中継された今年2月24日の「天皇陛下在位30年記念式典」。天皇陛下は祝意に感謝のおことばを述べ、平成を振り返られた

報道各社、熾烈きわめる水面下の「新元号名」取材合戦

る出来事を駆け足で紹介してきた本欄連載も、13回目の今月で最終回となる。次の時代も戦争のない平和が続くことに思い

をはせながら、平成時代に別れを惜しみた。

▼両陛下とワイツゼッカーさん

2019年の年賀状は平成最後の年頭あいさつとなった。私事であるが、400通余の賀状の多くは30年余の平成時代を振り返り、新たな時代も平和で安らかであることを願う文面が多かった。

元長崎大学長の池田高良さん（佐賀県小城市）からの文面に、ハツとした。「今上天皇の言葉には、（ベルリンの壁崩壊、東西ドイツ統一、一時の大統領）ワイツゼッカーさん（故人）に通じるものがありますね」とあったのだ。

ちょうど20年前の1999年4月、毎日新聞社がワイツゼッカー元大統領を日本に招いた。大阪はじめ西日本各地の大学などで12日間かけて対話の旅をしてもらった。池田元学長は長崎大生を集め「核時代と平和」のテーマで元大統領らと対話したことは、先月号本欄で紹介した通り。

長崎へ向かう新幹線内で、お世話係として全行程を同行した私に元大統領が「皇后陛下のお声は回復されましたか？」「細川護熙元首相はその後お元気ですか？」と質問。日本への関心の高さとやさしい気遣いを感じた。歴史と向き合う政治家と日本国の象徴として歴史を生きられる天皇陛下。池田元学長の鋭い分析に、思わず膝を打つ思いだった。

▼「光文」が「昭和」に差し替え

「明治」「大正」「昭和」「平成」と続き、次の元号は何になるのか。本稿執筆中の2月下旬では、不明。元号の頭文字はアル

ファベットだと「M」「T」「S」「H」となるが、次は果たして？水面下で新聞社などの激しい取材合戦が繰り広げられている。

元号取材は、過去にもし烈だった。毎日新聞社刊「20世紀年表」は、1926年12月25日の項で、一度つかんだスクープ号外が「誤報」となってしまったいきさつを紹介している。幻と消えた元号は「光文」だった。

悔しい釈明を全文引用する。

「年号は光文だ!!」威勢のよい号外売りの掛け声がごだました。大正天皇が逝去されて、年号がどう改められるか、関心がよせられているところへ、大正から「光文」に改元されたという東京日日新聞、毎日新聞の前身の号外。市民は5銭を手に、号外売りにかけよった。だが「光文」は、誤報といふことでオクリになった。

改元は皇室典範により、新帝が皇位を継承されると枢密院が定めるようになっている。天皇逝去で葉山御用邸に詰めていた枢密顧問官たちは早速会議を開いた結果、「光文」と定められたものだが、正式発表前に東日のスクープとなったもの。これでは不謹慎のそりを免れないと「光文」から「昭和」に切り替えられたのである。このため東日の編集主幹は、誤報の責任を問われて、詰め腹を切られたといふ。

▼「平成」は毎日夕刊が早版特ダネ

その「昭和」が昭和天皇の逝去で1989年1月7日に終わり、元号は翌8日から「平成」と決まった。「光文誤

報から63年余。新元号スクープ合戦はこの時も激しかった。新元号を一刻も早く市民に伝えようと毎日新聞の取材チームも奮闘。何よりも、誤報扱いにされてしまった先輩記者連の無念も晴らすためでもある。

結論を先に言ってしまうと、この時は1月7日夕刊早版のみではあったが、毎日新聞の元号取材班は「新元号は平成を見事スクープ掲載、約63年前の溜飲を下げた。ちなみに、発表直前に開かれた「元号に関する懇談会」には、出席者に示された元号案は「平成」「修文」「正化」だった。

「平成」決定までの取材内幕を、フジテレビ（関西テレビ）が最近当時の毎日新聞編集局幹部にインタビューするなどドキュメントにまとめ放送した。元号は国民が長年にわたり使う、大切な身近なものであることを、改めて再確認させられた。

日本の元号は645年の「大化」から「平成」まで247を数える。元号は発祥した中国から周辺諸国に広まったが、今も使われているのは日本だけ。政府は今回の改元で1字15画を上限とし、なじみやすい漢字を用いる方針を示している。



1991年7月、長崎県の雲仙・普賢岳の噴火災害被災者を見舞われた天皇陛下。毎日新聞「在位30年特集」紙面より

憲法に向き合われた両陛下、平和を祈り絆で結ぶ

▼積み重ねられた「皇室改革」

天皇皇后両陛下は皇太子・皇太子妃時代から、皇室改革を実践してこられた。妃殿下を初めて民間から選ばれ、3人のお子様を手許に置いてご夫婦で育てられた。天皇・皇后に即位された1989年以降は、日本国憲法に定められた「象徴」としての公務を全身全霊でこなされてきた。国内・国外問わず市民との触れ合いを大切にされ、戦争犠牲者を追悼して平和を祈る姿勢を終始貫かれた。

国内では全都道府県を最低でも2巡以上訪問された。1995年の阪神大震災、2011年の東日本大震災をはじめ、長崎の雲仙普賢岳噴火災害▽北海道南西沖地震▽新潟中越沖地震▽関東・東北豪雨▽熊本地震▽九州北部豪雨▽西日本豪雨▽北海道胆振東部地震など被災地訪問は約20回を数え、避難所などで励まされ続けた。米軍基地が集中する沖縄に7回足を運ばれた外、離島も積極的に巡られた。公害被害者に心を砕かれ、福祉施設や病院などへの訪問も続けられた。



2018年6月、福島県南相馬市で在位中最後となる「全国植樹祭」に臨まれた天皇・皇后両陛下＝毎日新聞「在位30年特集」紙面より



2009年7月、カナダ・トロントの小児病院で、ピエロと遊ぶ子供たちと交流される天皇・皇后両陛下＝毎日新聞「在位30年特集」紙面より

▼大きな変革「生前退位」

2016年8月になされた国民へのビデオメッセージは、実に思い切った発信となった。生前退位の決意を発せられたからだ。生前退位は徳川時代（1817年）の

天皇陛下と交流がある政治学者で熊本県知事の榊島郁夫さんは毎日新聞のインタビューで、「知事として熊本県のことを説明した際、水俣病や患者の現状に陛下の質問が集中しました」と語る。「2013年の全国豊かな海づくり大会」の放流行事で水俣入りの陛下は患者と懇談。へあまたなる人の患ひのもととなりし海にむかひて魚放ちけり」など水俣病に関する歌を3首詠まれた。被害を長く思い続けるからこそのお言葉や歌は、水俣の人々の心に届きました」と明かした。

海外訪問は36カ国。王室や要人との交流はもとより、市民との絆も大いに深められた。2005年6月の米自治領サイパン島訪問以降、太平洋戦争の犠牲者を慰霊したいという陛下の意向で東南アジア各国を巡られた。

光格天皇以来約200年振りの選択。「象徴」としての役割とそのありようを深く検討されたうえで陛下の発言。生前退位により、国民生活に混乱を及ぼさないとの配慮も伝わり、国民から大きな支持を得た。両陛下の公務に対する国民の信頼の厚さ、距離の近さを改めて確認することになった。陛下が放たれた最大の改革といえる。

在位中最後の出席となる今年1月2日の皇居一般参賀には、「平成」最多の15万4800人が訪れた。天皇陛下は「少しでも多くの人々にとり、良い年となるよう願っています。我が国と世界の人々の安寧と幸せを祈ります」と、笑顔であいさつされた。陛下がベランダに立たれるのは例年5回だが、多数の人々が入りきれなかった。すると、陛下のご意向で急きよ7回のお立ちが実現した。やさしさのサプライズとなった。

▼平和な歳月に思いを致し……

昨年8月15日、東京・武道館であった政府主催「全国戦没者追悼式」に臨まれた両陛下。戦没者遺族ら7000人とともに、日中戦争や第二次世界大戦で亡くなった約310万人を悼まれた。戦後73年、在位最後の参列となる天皇陛下はおことばで「戦後の長きにわたる平和な歳月に思いを致しつつ」と新たな述べられ、戦争について戦後70年の2015年から4年続けて「深い反省」との表現を用いて、平和を祈る気持ちを示された。

半年後の今年2月24日、東京・国立劇場であった政府主催「天皇陛下御在位30年記念式典」に臨まれた両陛下。国会議員ら各界招待者計約1200人が参列。3権の長や福島県知事らが在位30年の祝辞を述べた。天皇陛下が立たれおことばを述べられた。隣に皇后陛下も寄り添われ、会場から大きな拍手が沸き起こった。

沖縄県出身の歌手、三浦大知さんが天皇陛下作詞され皇后陛下が作曲された「歌声の響を、千住明さんのピアノと真理子さんのバイオリン伴奏で歌いあげた。ソフノ歌手の鮫島有美子さんは皇后陛下作曲の「おもひ子」を歌い、和やかに優雅な式典を演出した。

在位最終日の4月30日には「退位礼正殿の儀」が執り行われ、国民に退位を明らかにされる。

△即位関係儀式

宮内庁によると、5月1日以降に行われる新天皇陛下の即位関係儀式は次の通り。今上天皇が即位された際の例を踏襲する。

【5月1日】

《剣璽（けんじ）等承継の儀》皇居・宮殿の中で最も格式の高い「松の間」で、皇位継承の印を引き継ぐ。

【10月22日】

《即位後朝見の儀》即位後初めて国民の代表と会う。

【10月22日】

《即位礼正殿の儀》内外に即位を宣言する。

【10月22日以降】

《祝賀御列の儀》両陛下の車によるパレード。

【10月23日】

《饗宴の儀》祝宴。

【10月23日】

《首相夫妻主催夕食会》即位礼正殿の儀に来日した外国首脳らに謝意。

【11月14、15日】

《大嘗（だいじょう）祭》新天皇が五穀豊穡を祈る。



レスキューナース

国際災害レスキューナース
辻 直美

からのメッセージ

Vol.37

防災リーダーを若い世代に!

原稿を入稿してから本誌に掲載されるまで、いつもドキドキしています

「自分にとっては当たり前の事を、押し付けていないだろうか?」

「防災に関して知識のない状態から、防災意識に目覚める状態に変化してもらえる切っ掛けになっているのだろうか?」

「皆様が、私の文章を読んで、どう受け止め、どう感じておられるのか?そして、何かの行動に繋げて頂いているのだろうか?」

毎月、掲載を目にすると冷静になり、第三者にジャッジしてもらっています。連載コラムというのは、実に手応えのないラブレターなのです。(笑)

コメントや反応が意外となく、実際はどうなのか?と、リサーチする術もなく……。送り続けているラブレターは、片想いになっているのではと心配になるのです。(笑) 今の所、第三者の判断では、「読者に対する投げかけとしてはOKだけど、反応がないのは理由があるのでは?」とのこと、その辺りも是非ご意見下さいね。

このコラムを担当する時に、一つ決めたことがあります。

「今のままの消防のあり方でいいのか?という疑問を持っていただく提言メッセージにしたい」かなり挑戦的ですね。自分でもハードルを上げていると思います。

もちろん、皆様があらゆる事に果敢に挑戦し、立ち向って来られた事を念頭に置いて、尊敬しています。

時代は急速に変化しています。災害があまりにも多様化した事、コミュニティが崩壊した事に加えて、誰かが助けてくれるという一般市民の他力本願な体質。多発する災害からの問題提起が「想定外」という言葉で進まない現状。今の消防のあり方、防災訓練などの取り組み方、市民への活動の状況では、危惧している災害に立ち向かえないのではと肌で感じています。

だからこそ、「提言することの必要」があると決めま

した。

何かを変えるには、すごく時間もお金もかかります。何よりも変える為の労力は、計り知れないものがあります。でも、先延ばしには出来ない位に、Xデーは刻々と近づいています。

本誌に掲載されている消防署の活動報告ページ「環状線」を見ると、3年前とは随分と変わってきました。防災訓練や市民への活動がより具体的で親しみやすいものに变化したと感じています。

次のステップは「若い世代が防災リーダーになる」を、考えて頂きたいのです。

シニア世代は、自分自身が阪神・淡路大震災での被災した体験から、「このままではいけない」と感じています。しかし、若い世代はどこか他人事……。不安はあるけれど、誰かが助けてくれると本当に信じています。

先日、北区主催の「マンション防災フォーラム」に参加しました。土曜日の朝にも関わらずたくさんの方が参加されていて、正直ビックリしました。私の住む地域ではこのような活動は殆どなく、催されても参加者は非常に少ないです。

しかし、若い人が殆どいない……。自治会長や民生委員など、地区の活動に貢献されている年配の方々が参加者の大半のようでした。

参加者10人ほどにヒアリングをしたところ「防災弱者が被災時のリーダーになる状況のままでいいのだろうか?と思っているけど、誰にも相談できない」と皆さん仰っていました。

すぐに解決しなくてはいけない問題なのに、提言や具体策が全く聞こえてこないと感じます。それどころか、防災訓練が、非日常的なもので、イベントのような感覚になっているのではと見受けられる人が沢山おられます。

「災害は非日常に、防災は日常に!」

これをテーマに、皆様に考えて頂けたらと思っています。



花の便りが次々と舞い込むこのごろ、花見の好季節となりました。先月に比べて、気温は暖かくなってきましたが、皆様どうお過ごしですか。平成31年度を迎え初回の今月は、救急安心センターおおさかに相談後、119番に転送され救急搬送となった事例のうち、比較的緊急性の高い「心臓の病気」についての事例をご紹介します。



【事例1】

57 歳男性：自宅内で 30 分程前から胸に痛みが生じた。
⇒急性心筋梗塞

【事例2】

58 歳男性：自宅内で胸部の圧迫感が生じた。
⇒狭心症

これらは昨年4月頃の事例で、いずれも看護師からの迅速な119番転送により救急車が出動し緊急入院となりましたが、病院搬送後の適切な治療により、後日軽快退院となりました。

～救急安心センターおおさか から～

狭心症は、症状が続く時間が比較的短く、数十秒から数分程度であることがほとんどです。また、より重症な心筋梗塞の状態になると、胸の痛みがおさまらず、長い時間続きます。「心臓の病気」は、いずれも対応が遅れると生命に重大な危険を及ぼす可能性が高い疾患ですので、身体に異変を感じた時は、「救急安心センターおおさか」を活用するなど、できる限り早期に対処するよう心がけてください。

【生命に関わるような症状のときは、迷わず119番通報してください！】



大阪市の災害概況

◎火災概況

	建物火災				小計	車両	船舶	爆発	その他	合計
	全焼	半焼	部分焼	ぼや						
2 月中合計	1	1	24	32	58	5	0	0	7	70
平成31年2月末累計	3	2	40	65	110	9	0	0	13	132
平成30年2月末累計	2	6	33	68	109	4	0	1	16	130
累計比較	1	▲ 4	7	▲ 3	1	5	0	▲ 1	▲ 3	2

◎救急概況

	救急出場
2 月件数（概数）	18,566
平成31年2月末累計	41,662
平成30年2月末累計	41,156
累計比較	506

◎火災・救急以外の消防活動概況

	救助活動	危害排除	水防活動	その他の消防活動
平成31年2月末累計	597	166	0	203
平成30年2月末累計	600	183	0	177
累計比較	▲ 3	▲ 17	0	26

様々な事案から災害活動を振り返る

今回のテーマ

〇〇管内火災受信中!



写真 1



写真 2

指令情報センター

はじめに

こちらは指令情報センターです。あと少しで平成が終わろうとしていますが、本年度もよろしくお願ひします。

「〇〇管内火災受信中!」

一度はこの自動音声聞いたことがあるのではないだろうか。これは平成20年3月に消防局移転に伴い新しく導入された消防指令情報システムから運用されている「受信通知」と呼ばれるものです。これは自動音声で指令情報センターから送出できる指令トーンの1つで、他には、火災、救助、救護、救急(支援含む)、予告指令、取消トーンという種類があります。今回は、これらの指令トーンのうち、火災による被害を軽減するために消防隊の早期出場を促す受信通知と、正反対に消防隊の出場を抑制する取消トーンを、送出条件が複雑なために改めて詳しく説明したいと思います。

受信通知について

先に述べましたが、指令トーンにはいろいろな種類があり、火災、救助、救護、救急、予告指令トーン

ンは、指令管制官のボタン操作のみで送出されますが、受信通知及び取消トーンを送出するかどうかは指令台のシステム環境にて設定(写真1-①)されています。まず、受信通知は現在、火災指令でしか送出されない設定としており、その中には、送出条件というものがあり、「119番通報であること+災害種別(火災)が入力+行政区が決定(港区は町名)」のすべてが当てはまると、災害発生行政区を管轄する本署・出張所へ「〇〇管内火災受信中!」という自動音声送出されます。一つでも送出条件に該当しない項目があると送出されることはありません。例えば、119番通報ではなく、署加入覚知の火災即報や府警本部からの専用回線が入電した場合などや、指令分類を先に入力した場合(例:火災を入力せず緊急調査から入力した場合)は受信通知は送出されません。

では、続報が多数あった場合は、どうなるのでしょうか。指令時に、「続報多数あり」と音声付加することがありますが、その時は119番通報が多数着信している状態にあります。その着信、1件1件に対して、受信通知が送出されるのでしょうか。受信通知は1事案に對

して1回のみと決まっているために送出されることはありません。それでは、同一事案と思われる着信が多数あった場合、どのようにして同じ事案の通報と判定するのでしょうか。

それには、受信通知の送出条件に係わる同報判定という機能があります。同報判定には、第1同報判定、第2同報判定、第3同報判定の3種類があり、次の通りとなっています。

1 第1同報判定

第1同報判定範囲は同報時素内(1報目着信より7分間(現在は7分で設定、写真1-2))で受信通知送出管轄署と同じ行政区で「火災」を入力した場合、同報と判定し受信通知は送出されません。具体的には、1報目で受信通知を送出後、7分以内であれば2報目が1-9番通報で同じ行政区で「火災」を入力しても、同報と判定し、1報目ですでに受信通知が送出されているので、改めて送出されることはありません。

2 第2同報判定

第1同報判定と同じく同報時素内であつ1報目対応指令管制官が隊編成中であり、災害点が同報検索範囲内(救急事案は半径200m(写真1-3)、救急事案以外は300m(写真1-4))で、災害種別が同じ場合に、同報表示されます。

3 第3同報判定

同報時素内であつ出場指令済みであり、災害点が同報検索範囲内で、災害種別が同じ場合、2報目対応指令管制官の事案は隊編成されることなく、支援ディスプレイに同報事案一覧(写真2(写真は救急事案))が表示されます。同報接続ボタン(写真2-1)を押下すれば、同報事案として処理され、指令台及び指令管制記録において、続報件数を確認できるようになっています。ただし、別件ボタン(写真2-2)を押下すれば、新たに隊編成が可能となり、別事案として指令することができま。なお、通報途中で通報間違い等により、行政区が変更された場合、受信通知は1事案に1回と定められているため、変更された行政区の管轄署に改めて受信通知が送出されることはありません。

取消トーンについて

取消トーンも複数の送出条件があり、次のとおりとなっています。

1 受信通知が送出されたが、指令時に編成外になった署所へ取消トーンが送出されます(例:北管内(本署・梅田・南森町・与力・

本庄・浮田・大淀町)に受信通知が送出され、第1出場を指令したが、大淀町STが編成外になった場合、大淀町出張所)。

2 受信通知を送出したが、通報の詳細を聴取していると火災でないことが判明し、隊編成も行わず、事案を終了した場合は受信通知送出署所すべてに取消トーンが送出されます。

3 受信通知を送出したが、通報の詳細を聴取していると、緊急調査だと判明し、直近隊が他署車両であった場合は、受信通知送出署所すべてに取消トーンが送出され、出場隊には火災指令トーンが流れます。

取消トーンの送出条件について説明しましたが、取消トーンを送出させない場合もあります。多種多様な着信状況がある中で、例えば、1報目対応指令管制官が受信通知を送出させたが、災害点特定に時間を要し、2報目対応指令管制官は、1報目と同事案と判明したが、災害点を迅速に聴取できたため、1報目対応指令管制官より先に出場指令した場合は、2報目対応指令管制官には第1同報判定が働き、受信通知は送出されません。この流れでは、1報目対応指令管制官の事案は隊編成を行わず事案画面を閉じますが、そうすると取消トーンが送出されてしまいますので、この時は、第3同報判

定により、2報目の指令済み事案に同報接続し取消トーンを送出させません。

まとめ

前述しました受信通知及び取消トーンの送出条件には1-9番着信状況によりここに書ききれないパターンがまだありますが、受信通知は消防隊の早期出場に寄与し、しいては迅速な人命の救助及び即消効果を目指すものです。また、逆に取消トーンはそれらを阻害してしまう危険性があり、現場活動同様に様々な通報状況が考えられるため、どちらの送出にも細心の注意を払っていますが、やむを得ず送出されてしまうこともあります。今回は沢山ある送出条件の一例しか説明できませんでしたが、これらの送出条件に該当した消防隊は、車両端末装置(AN SIN)の確受状況や活動状況設定盤で確認し、災害に対する消防隊の早期出場体制の確立をお願いします。

最後になりましたが、今後も指令管制業務に御理解と御協力をよろしく願います。

(文責 伊豆原)

調査 鑑識

予防部予防課

火災調査書類
等に対する照会は、
様々な法令に基づ
くものであり、それ
ぞれの照会に対す
る回答文書の取扱
方を十分理解して
おく必要があるた
め、改めて紹介す
る。

今回のテーマ

火災調査書類等に対する照会回答について

はじめに

消防機関の行う火災の調査は、警察機関の行う捜査目的とは異なり、出火箇所・出火原因・延焼経過等を明らかにすることによって、消防諸施策樹立のための基礎資料を得ることを目的としている。

特に火災予防に係る施策の大半は、火災調査結果から得られた資料に裏付けされているといっても過言ではなく、人の行為・火災に至った経過や延焼拡大状況を克明に記した火災調査書類は、施策を推進するうえで重要な資料で、類似火災発生と被害の拡大防止に対する啓発の基礎となるものである。

また機器等に係る火災調査においては、その結果からメーカーが

コールの届出を行うことになり、火災が起これないよう改善に至る場合がある。

一方で、火災調査書類は公文書として情報公開の対象となるほか、消防機関が専門的かつ公平な立場で作成するものであることから、司法機関からも信頼性の高い有効な資料として活用される側面も持っており、現に公判の場合においても証拠として採用されている。また、民事訴訟や損害賠償請求等の際に、火災調査結果は弁護士等からの照会も増加しており、個人情報である「人の行為」、「住居部分の状況」等を記録した火災調査書類の照会回答は、照会元や照会内容をよく理解し、守秘義務違反に抵触しないか、個人情報等の開示について慎重に検討する必要がある。



火災調査書類に対する文書による照会の代表的なものとして、捜査機関からの照会、「弁護士会からの照会」、「裁判所からの照会」があるので説明する。

捜査機関からの照会

捜査に必要事項が捜査機関から求められるものであり、火災調査書類及び事情聴取等の照会がある。

法的根拠

刑事訴訟法第197条第2項

捜査については、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる

この照会に対しては、義務の履行を強制するものではなく法令上の罰則規定もないが、回答することが一般的で支障のない範囲で協力することとしている。

捜査機関は裁判官に請求して、認められれば強制処分としての書類の押収、参考人として出頭を求めた取調べ(刑事訴訟法第99条)、証人尋問が認められている(刑事訴訟法第226条)ことから本照会を拒否しても回答を得る手段を有している。

調査結果の回答範囲については、「火災調査報告書」、「火災実況見分・原因判定書」、「出火出場時の見分調査」を基本とし、「聞込み状

況書」、「質問調書」の送付については、照会先(捜査機関)及び予

防課調査鑑識)担当者や打ち合わせを行うこととしている。また、回答時には消防局長の承認が必要である。

裁判所からの照会

裁判所からの照会は、当事者の申立てに基づき証拠収集のため

に行うもので、調査嘱託又は文書の提出を求める文書送付嘱託等の照会が一般的である。

法的根拠

民事訴訟法第186条(調査の嘱託)
裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

民事訴訟法第226条(文書送付

	合計	裁判所 (出廷含む)	捜査機関 (検察庁・警察)	弁護士会
平成27年度	79	5	61	13
平成28年度	79	4	51	24
平成29年度	76	5	64	7
平成30年度 ※2月末現在	66	3	46	17

表 過去4年間の裁判所・捜査機関・弁護士会からの照会件数

の嘱託)

書証の申出は、第219条の規定にかかわらず、文書の所持者とその文書の送付を嘱託することを申し立てることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

民事訴訟における嘱託は、任意の回答となり、回答を拒否しても法令上罰則等はない。

官公署については、司法事務に協力し訴訟における事実発見に資するよう協力すべき公的義務があるとされている。(昭和51年2月14日東京地裁)

しかし、提出された文書は、訴訟記録に編冊され裁判所の執務に支障のない限り何人も裁判所書記官に閲覧のために請求をすることができ(民事訴訟法第91条)とされていることから公表と同じ効果を生むこととなる。したがって、裁判所が公平性を有しているといえども、回答する場合は訴訟に係る以外の個人情報保護に留意しなければならぬ。詳細は、予防課(調査鑑識)担当者と調整することとしている。

法的根拠
刑事訴訟法第279条(公務所等に対する照会)

裁判所は、検察官、被告人若し

くは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

また、刑事訴訟における照会についても、法令上罰則等はないが、捜査機関からの照会と同様に取り扱いされており、通常それ以上に強制力があるとされている。

弁護士会からの照会

弁護士法では、委任を受けた事件の内容に応じた効率的な解決策を弁護士が模索することができるようにするため、当該災害の証拠収集手段として、「弁護士会による照会制度」を規定している。

この弁護士会照会制度は、第一に個々の弁護士からその所属する弁護士会に対する照会の申出、第二にこの申出を受けた弁護士会からの公務所又は公私の団体にに対する照会という2段階構造をとっている。

したがって、弁護士会会長からの照会書には弁護士法に係る回答する根拠はあるが、弁護士個人からの照会には法的根拠はなく、口頭や文書による回答は行わない事としている。

法的根拠
弁護士法第23条の2(報告の請求)

① 弁護士は、受任している事

件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとして認めるときは、これを拒絶することができる。

② 弁護士会は、前項による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

弁護士法による照会に回答しない場合、法律上罰則はないが、判例で「特別な場合を除き回答する義務がある」とされている。

しかし、個人のプライバシー侵害等に係る情報については、当局では、「関係者の協力により得られる情報であつて、公にすることにより、今後消防行政の適正な業務遂行に支障をきたすおそれがある」ため回答しない事としている。詳細は、予防課(調査鑑識)担当者と調整することとしている。

おわりに

今回、紹介したものの以外にも、「個人情報開示」、「情報公開」、「情報提供」、「死亡者に係る情報

提供」、「火災関連証明書」等があり、様々な方法で多く照会がなされている。これは、我々が導き出す調査結果及び火災調査書類に対する信頼性が高いものと認識されており、誇れるものである。同時に引き続き、出火原因の徹底した究明、誰が読んでも理解し易く正確な火災調査書類を作成していく責務がある。

今後、更に火災調査書類等に対して、多くの照会がなされてくることと予想される。回答にあたって、個人のプライバシーに関する情報は慎重に検討し、対応しなければならぬ。詳しい事務要領や回答内容については、庁内ポータルに掲載の「火災調査マニュアル」照会回答編を参考にし、予防課(調査鑑識)担当者と相談しながら、適正な事務を遂行して頂きたい。

(文責 山口)

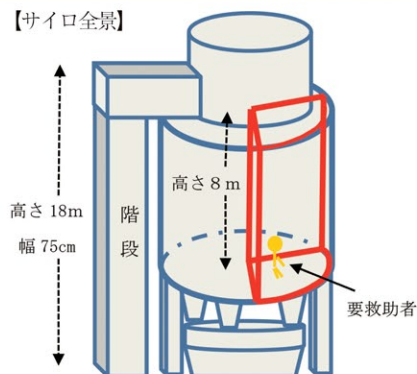
火災調査
マニュアル

照会回答編

予防課 調査鑑識



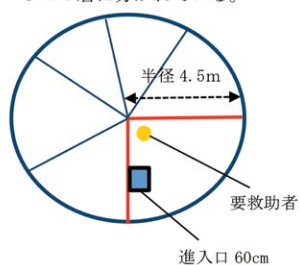
【サイロ全景】



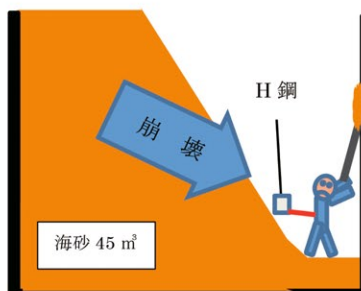
▼はじめに
 本事案は、生コン製造会社のサイロにおいて、壁面堆積物除去装置（空気式）の故障により、内部壁体に付着堆積した海砂（以下「砂」という）を手作業で除去するため、サイロ内部に入れた従業員3名のうち、男性1名がサイロ最下部で除去作業中にサイロ内の砂が崩れ落ち、すり鉢状（安息角を超える傾斜）になった砂の中心部（深さ3m程度の地点）で、頸部付近まで砂に埋没した事案である。（サイロ内の砂の総量45m³）

【平面図（上部からの状況）】

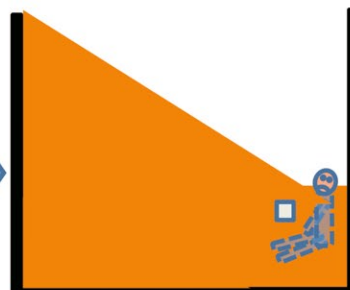
扇型に区画され、
6つの層に分かれている。



【従業員の作業状況】



【事故発生状況】



▼救出活動状況
【初期】到着／医師進入
 9時39分現場到着。従業員の誘導により、サイロ内に降下（従業員昇降用の縄はしごを使用）し、要救助者の状態及び周囲の環境を確認。サイロ内の環境は、貯蔵している砂が、要救助者に向かって下り勾配となっていた。要救助者は一緒にいた従業員2名に支えられており、意識レベルはクリア、バ

使用資器材等

カラビナ、滑車、ロープ、ベルトスリング、ハーネス、安全帯、サーバイバースリング、ピタゴール、バスケット担架、マンホール救助器具（ホールセーフ）、酸素ボンベ、保温シート、合板、かけや、丸ノコ、発動発電機、木材、チェーンソー、単管、ハンマー、エンジンカッター、セーバーソー、バケツ、スコップ、救助用支柱器具（レスキューサポーステム）、インパクトドライバー、有毒ガス検知器、送排風機、充電式強力ライト、携帯無線機、その他

覚知日時

平成31年1月31日（木）

9時36分



イタリアサインは安定していたが、土圧によるかなりの呼吸苦を訴えていた。直ちに呼吸抑制を解除するために、要救助者から約50cmの位置に、所属から搬送した合板で土留め①を設定し、胸部付近までを徒手にて掘削し、腋下に安全帯とシングルロープで一次確保の設定と酸素投与を実施（リザーバー付酸素マスク 毎分10ℓ）。

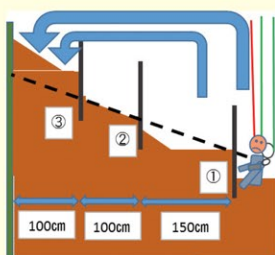
要救助者に体位を確認し、立位であると聴取。掘削、除去範囲を決定し、要救助者周囲の掘削作業を継続。心窩部付近まで掘削がすんだ時点で、長時間の安全帯での一次確保による痛みを緩和するため、サーバイバシングを要救助者に縛着し、つるべ式救助にて、砂への沈み込み防止措置を施す。

要救助者付近を掘削する作

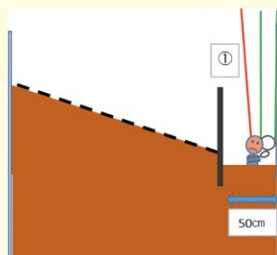
業スペースを広げるために、要救助者から2mの位置に土留め②を設定し、土留め①と②の間の掘削作業を要救助者付近の砂の掘削と並行して実施。

②の土留めの位置からさらに1m離れた位置に土留め③を設定し、その外側を掘削した砂の排出場所として活動を継続。並行して、合板を様々なサイズに加工し、土留め板の隙間を埋めながら掘削を進める。

被災から3時間以上が経過し、土圧による圧迫が長時間継続していたため、医師によるク



- ・土留めを②～③の順番で合板で設定
- ・①の砂を③に除去移動（立位との情報を元に掘削範囲を決定）



- ・要救助者付近に合板①で土留め設置（要救助者から50cm）
- ・要救助者の腋窩付近まで徒手で掘削
- ・安全帯とロープで一時的確保
- ・つるべ式救助にて沈み込み防止措置



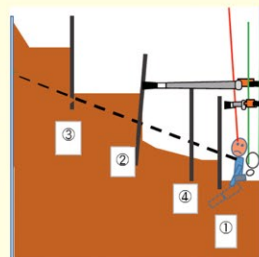
掘削作業の継続により土留め③の外側に排出した砂の量が増え、土圧により土留め②が要救助者側に徐々に押されてきたため、救助用支柱器具（以下、「RSS」という）2本を土

【中期】医師進入

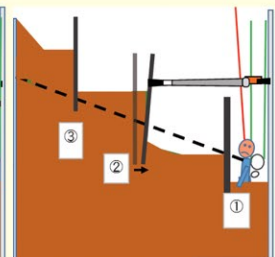
開口部設定完了

12時46分、隊員付き添いのもと、医師がサイロ内に進入し、要救助者の観察実施。クラッシュ症候群に対応した処置が必要と判断し、左上肢に輸液及び薬剤を投与。

ラッシュ症候群への対応が必要と判断。指揮本部において、医師がサイロ内へ進入するための調整を行い、併せて砂の排出を隣区画へ行うためのサイロ間仕切壁に対する開口部作成の調整を行う。



- ・土留め④を新たに設定。あわせて、RSS 1本を壁面と①の土留め板に設定。

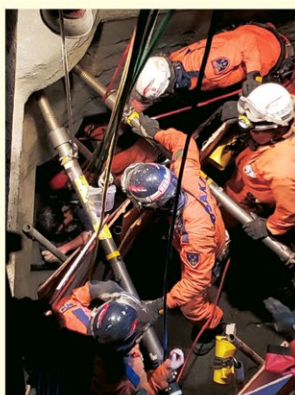


- ・土留め板②が土圧により要救助者側に押されてきたため、RSSを並行に2本設定。

留め②とサイロ構造部に当て、土留めの安定化を図る。

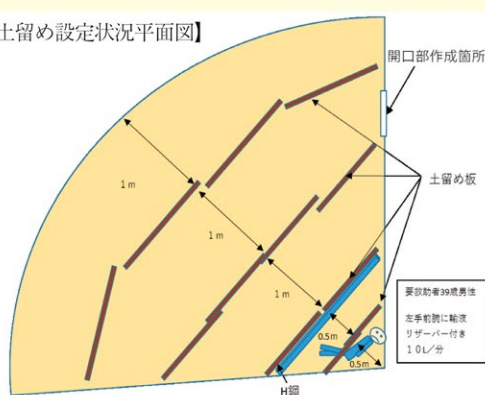
要救助者の腰部付近までの砂を除去できた段階で、安全帯を腰部に巻き、腰部と胸部の2箇所確保ロープを設定し、痛みの緩和にも努めながら掘削作業を継続。

掘削により要救助者周りの傾斜が強くなり、徐々に増す土圧により、各土留め板の打ち込みと要救助者周囲の掘削が困難になってきたため、新たに土留め④を要救助者から1mの位置に設定し、土留め①と④の間を掘削し、要救助者周囲を深



く掘り進める。さらに土留め①も土圧により要救助者側に押されてきたため、土留め①にRSSを1本設定して安定化を図り、要救助者周囲を更に深く掘り進める。掘削を進め、再度要救助者の体位を確認すると、座位であり、土留め①が要救助

【土留め設定状況平面図】



者の足の上にあることがわかる。

設定した各土留めが土圧により打ち込みが困難になり、掘削範囲を広げる必要があるため、これ以上サイロ内での砂の排出は困難と判断。隣区画へ砂の排出を行うため、サイロ間仕切り壁に開口部を作成する作業を並行して行う。

土留め②と③の間の間仕切り壁(厚さ約3.5mmの鉄板2枚合わせ)切断を試みるも、消防隊保有資器材では切断不能であったため、従業員にガス溶断による切断を依頼。ガス溶断中にサイロ内のCO濃度上昇が見られたため、送排風機3機による環境改善と並行したガス溶断を断続的に行い、1時間15分後に開口部(50cm×50cm)設定完了。

【後期】開口部設定完了

救出完了

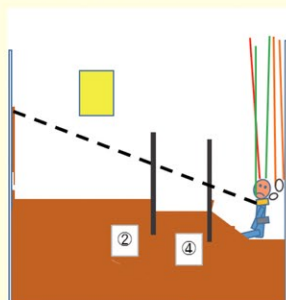
16時29分開口部設定完了後、要救助者付近の砂の排出作業と並行して、救助隊1隊、消防隊1隊が15分間のローテーションを組み、開口部から隣区画へ砂の排出作業を実施。サイ

ロ内の砂の量を減らすことで、土圧が軽減された土留め③を撤去。

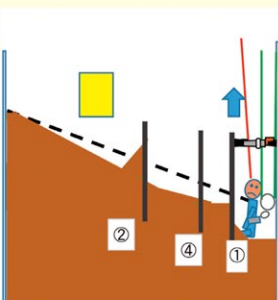
砂の排出作業が進むにつれ、開口部との高低差が生じてくることを見越して、土留め④付近に2つ目の開口部の設定を行うも、内部に樹脂が入っておりガス溶断では火災発生危険があるため中断。

さらに、砂の排出を継続したことで、土留め②への土圧が軽減され、土留め②に設定していたRSSを撤去。

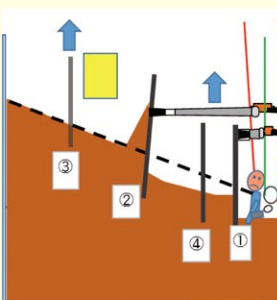
その後、土留め①に設定していたRSS及び土留め①も撤去したことにより、要救助者付近での救助隊員2名による掘削作業が可能となったため、要救助者の前面、背面の2方向から土を除去しつつ、埋もれている下半身の状態を詳細に確認したところ、少し足が動きそうな感覚があると、要救助者が申告を



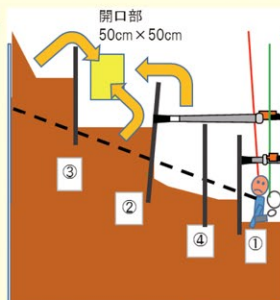
- ・要救助者の前面は下腹部付近、背面は臀部、足部は約15cm砂の堆積まで掘削完了。
- ・隊員1名が背部から、ホールセーフ、つるべ式救助、背部から抱えによる引揚を試みると同時に足部の砂を掘削しほぐし、砂による圧迫解除。
- ・引揚のため、ビタゴールを縛着し、サイロ上部に引揚。



- ・土留め①～④の砂を掘削、排除したため①の土留め板を撤去。
- ・要救助者周囲の作業スペースが拡大、隊員2名で要救助者周囲の掘削、除去。



- ・土留め③の底辺付近まで掘削、排除が進んだため、土留め③及び土留め②のRSSを撤去。
- ・土留め③を撤去したことにより、活動スペースが拡大。4名を追加した8名で砂の除去が可能となり、消防隊1隊と救助隊1隊がベアになり掘削、排除。土留め④より要救助者側の砂を掘削、排除。



- ・従業員がガス溶断開口部作成。
- ・救助隊員4名で、開口部から隣区画へ、土留め②③の外側の砂を排出。

したため、胸部のサーバイバースリングに設定したホールセーフ及び腰部の安全帯に設定したつるべ式救助をサイロ上部で引揚げながら、要救助者の前面及び背面の隊員が、下半身の掘削と介添えを同時に行い下半身の圧迫解除し、砂から脱出。

サイロ内部の安全な場所では、ピタゴールに縛着し直し、ホールセーフによりサイロ上部へ引揚げ。

サイロ上部で医師の観察実施後、バスケット担架へ収容し、一箇所吊り水平担架救助で地上へ救出完了。(20時41分)

▼わすれじ

先着救助隊の現場到着時、要救助者は頭部と頸部のみが砂から出ており、それ以外の部分は砂に圧迫され身動きが取れない状態と「死ぬかもしれない」という恐怖感から、かなり気力を喪失した状態であった。

11時間以上の間、砂による圧迫以外にも、救出活動中に落ちてくる砂や、寒さ、恐怖感等多くの障害と戦っていたが、救

出活動中、次第に気力を取り戻し、隊員の呼びかけにもしっかりと応じるようになっていた。

これほど過酷な状況であるにも関わらず、気力を取り戻すことができたのは、救出活動に関わった全ての隊員が懸命に呼びかけや励ましを行い、要救助者との何気ない会話等のコミュニケーションにより信頼関係を構築した結果である。

医学的な根拠はないが、救助隊員の励まし等により、要救助者のバイタルサインが改善したという症例や、福知山線の脱線事故においても、1両目の車両から救出された要救助者が後の手記で、近くで体位管理や声掛けなどをしてくれていた救助隊員により安心感を与えられたとある。

救助隊員としては、当たり前のことではあるが、特に長時間に及び救出活動では要救助者の負傷等の観察や管理以外にも精神面のケアも重要となる。

要救助者にかかる全ての恐怖感やストレスを解消することはできないかもしれないが、救助のプロとして、辛い思いをしている要救助者にしっかりと

と対面し、要救助者がどうしてほしいのか、何ができるのかを常に考えながら、救出活動に努めることが重要である。

また、大量の砂を排出しなければならなかった掘削作業では、土留め板の設定・加工要領、掘削範囲や排出量の目測、救助用支柱器具の活用等、活動隊に共通の救出イメージがあり、11時間を超える長時間の救出活動中、最終統率のとれた活動であり、要救助者の生存救出につながった。

これは大阪市消防局として平成27年から土砂災害について調査・研究し、その内容を本部特別高度救助隊がレスキューネットワーク等を通じて技術指導を行い、全救助隊が埋没要救助者救出活動を経験・認識できていた成果である。

しかし、予想を超える土圧に苦慮したことも事実であり、効果的な土留め板の形状や要救助者周囲の砂をほぐす手法等、今後も検討や検証を重ねていく必要がある。また、類似災害でも、砂等の排出場所が確保できる屋外などの場合、活動方針が今回の事案とは異なる可能

性も念頭においたうえで、多様な危険要因と現場状況を総合的に判断し、戦術を組み立てていくことが必要である。

終わりに、被救助者である従業員の方からのお礼を紹介します。

この度は、本当に命を助けていただき、本当にありがとうございました。自分の不注意で、たくさんの方の消防の方にご迷惑をお掛けし大変申し訳なく思います。砂に埋もれたときは、半分死を覚悟しましたが、皆さんの励ましや、私を絶対に助けてくれるという気持ちに私も生きてここから出てやるという気持ちになりました。本当に感謝しても感謝しきれないくらいありがたいと思います。

本日、無事に退院し、数日間休みをいただいて、また仕事に復帰するつもりです。皆さまから助けられた命を大切にし、これから生きて行きたいと思えます。本当にありがとうございます。

2019年2月2日

(文責 中家)

楽に分つて楽しい古典

楽楽大阪弁万葉講座

(第四回)

落語家なんかに負けへんで

前回に続き、落語みたいな万葉を。

こんな都^ど達^{だつ}があります。
これは、七七七五です。

下手な剣術 のろまの夜^よ這^はい

いつもしないで 叩^{たた}かれる

夢に見るよじや 惚^{おぼ}れよがうすい

真に惚^{おぼ}れたら 眠^ねらりやせぬ

万葉集にもありまっせ

等^と夜^やの野に 兎^う狙^{ねら}はり おさおさも

寝^ねなえ見^み不^ふ拘^{こう}に 母^{はは}に叱^ち責^せはえ

《忍^{しの}びこみ 兎^う狙^{ねら}うて お母^{おか}はんはんに

何^{なん}もせんのに どやされて仕^し舞^また》

(万葉研究家) 中村 博

(作者略歴) 犬養孝教授の万葉集講義を受け、「万葉の旅・犬養孝著」掲載故地309力所完全踏破。犬養先生揮毫歌碑142基全探訪。万葉歌4516首の関西弁訳完成「万葉歌みじかものがたり」十巻刊行。「大阪消防」8月号「いらつしやい大阪消防です！」参照。



我^わ妹^も子^こに 恋^{こひ}いて術^{すべ}無^なみ 夢^{ゆめ}に見^みんと

我^われは思^{おも}えど 眠^いねらえなくに

《恋^{こひ}しいて 堪^たらんよつて 夢^{ゆめ}見^みよと

思^{おも}て寝^ねたけど 眠^いられはせんが》

暫^{しば}くは 寝^ねつつもあらんを 夢^{ゆめ}のみに

頻^{しき}繁^{はん}見^みえつつ 我^わを哭^なけ泣^なくる

《ちよつとでも 安^{やす}眠^ねさして欲^ほしと

思^{おも}うのに

なんで夢^{ゆめ}出^でて うち泣^なかすんや》

こんな歌かてあるんやわ

宴^{うたげ}会^{かい}の席^{せき}で、言^{こと}葉^は遊^{あそ}びに興^{きょう}じて

「梨^{なし}・栗^{くり}・黍^{あわ}・粟^{あわ}・葛^{あま}・葵^{あひ}」読^よみ込^こんで

歌^{うた}を作^{つく}れと言^いわれ

梨^{なし}栗^{くり} 黍^{あわ}に栗^{くり}継^つ実^みぎ 延^ひう葛^{あま}の
後^{のち}も逢^あわんと 葵^{あひ}花^{はな}咲^さく

《梨^{なし}栗^{くり} 黍^{あわ}栗^{くり}実^みの 葛^{あま}の蔓^{つる}
後^{あと}々^と逢^あわねと 葵^{あひ}が咲^さくよ》

(懐^{なつめ}かしい 君^{きみ}に逢^あわなく 狂^{くる}おしが

後^{あと}々^と逢^あえる 逢^あう日^ひが来^きるよ)

今度は「酢^す・醬^{ひしお}・蒜^{あし}・水^{みづ}葱^{ねぎ}」と言^いわれ

醬^{ひしお}酢^すに 蒜^{あし}搗^つき合^あてて 綱^な願^がう

我^われにな見^みえそ 水^{みづ}葱^{ねぎ}の羹^{あま}

《醬^{ひしお}に酢^す 搗^つき蒜^{あし}掛^かけた 綱^な欲^ほしに

見^みえうもないで 水^{みづ}葱^{ねぎ}吸^す物^{もの}なんか》

これなら「笑^{わら}点^{てん}」の大^{だい}喜^き利^りに出^でても下^{した}手^て

な落^{らく}語^ご家^かに負^まけまへん
お後^{のち}がよろしいようで チヤンちゃん

環状線

大阪各署のホットニュースをお届けします



住之江

SUMINOE

G20警防力向上計画!

ピッチピチ20代、イケイケ30代、ノリノリ40代、ベテラン50代、年齢、階級に関係なく同じ基本技術(本訓練は現場装備着からホース延長、三連梯子伸梯、ホースの吊り上げなど基本技術盛りだくさんの訓練内容となっている)を競い合う…。

その名も!住之江わくわくファイヤータイムアタックを行った。その名の通り、気持ちの高ぶりを抑えられない消防魂をくすぐる内容となったこの操法。

一度燃え上がった消防魂は悪天候もなん

のその、豪雨の中でも鎮火することなく日が暮れるまで事前訓練に取り組む50代の熱い背中には目に焼き付いて離れない程……。

そして迎えた本番当日、20代は不安げな面持ちで、50代は若者に見せつけてやる!!という姿勢で取り組んだ。

結果は…流石ベテラン50代!若者にも負けない結果と心拍数をたたき出した!!

この四半期ごとの戦いはまだまだ続く!

警防力向上はまさにG20に向けた消防流「お・も・て・な・し」となるだろう! (河瀬)



防火衣着装



ホース延長



放水準備よし



三連はしご 架梯



筒先吊り上げ



折りたたみはしご 架梯



はしご結着



はしご登はん



面体着装 進入準備よし



筒先吊り上げ結索

福島

FUKUSHIMA

消防署見学

2月15日、管内にある幼稚園の園児50名が消防署見学にやって来ました。

地域担当による庁舎施設案内後、講堂にて防火アニメを視聴し、その後場所を署庭に移して消防車両を見学して貰いました。

青空高く伸びていく梯子車を眺めて大歓声が湧き上がりました。また、初めて乗る救急車内では、様々な資器材に興味津々な様子で見入っていました。

この体験を通して園児たちの心に「火の用心」の心が芽生えたならば幸いです。(井上)



北

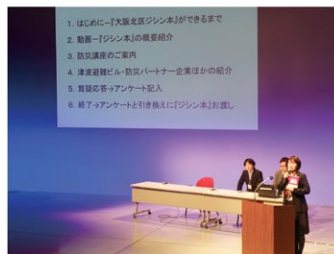
KITA

防災講演会

2月12日、管内のカンテレ扇町スクエアにおいて「大阪北区ジシン本から今できることを考える」と題して防災講演会を開催しました。

講師に北区長をお迎えし、『大阪北区ジシン本』の中から北区に住み、働き、学ぶ皆さんが「地震や水害に備えて、今できること」について講演いただきました。

その後、6階にあるテレビスタジオに移動し、普段あまり見ることのないスタジオでの地震対策や取り組みを見学し、非常に有意義な防災講演会になりました。(大槻)



此花

KONOHANA

此花区自衛消防出初式

1月25日に朝日橋公園で、自衛消防隊92名、地域防災リーダー22名、女性防火クラブ28名、機械10台、ヘリコプター1機が参加し、此花区自衛消防出初式が挙行されました。

来賓、園児など約250名が見守る中、火災予防と災害防止の決意を新たに行進や放水訓練を行い、「我がまちを守る」という熱い気持ちで会場を包みました。(鵜飼)



都島

MIYAKOJIMA

防災リーダー研修

2月3日節分の日、当署において地域防災リーダー研修、アドバンストコース「救助の部」を行い、37名の防災リーダーが参加されました。

倒壊家屋からの救出、搬送訓練やロープ結索訓練を鬼退治さながらの真剣な表情で取り組みました。

特にロープ結索訓練では、「ここを通してこうで…」と皆さん四苦八苦されましたが、「帰って恵方巻食べながら頑張ります!」と頼もしい言葉で締めくくられました。(山野)





港

MINATO

防災のはぐくみ

1月27日、市岡小学校で恒例の「はぐくみ焼いても大会」が開催され、1000人を超す市民が参加しました。

当署も起震車による地震体験やこども用防火服の試着及びミニ消防車の展示・乗車体験のコーナーを開設しました。特に地震体験では長蛇の列ができ、2時間連続で120回近く稼働させるほど大盛況でした。

体験された方は「机にしがみついているだけで精一杯やわ」「ほんまに怖いネ」などと感想を述べられていました。(平田)



中央

CHUO

守れ!ミナミの安全!~多言語消防訓練~

「Keep away! Danger!」

深夜のミナミに、消防職員の英語での呼びかけが響く。

2月5日、なんばウォークで爆発と火災が発生し、外国人を含む多数の傷病者がいるという想定で訓練を実施した。

訓練では4カ国語記載のコミュニケーションカードや、分かりやすい絵で立入禁止等を示したフリップボードを活用しました。

従来のインバウンドに加え、G20、大阪・関西万博とさらに国際化が加速する大阪の安全安心を守るため、これからも訓練を重ねます!(川勝)



大正

TAISHO

若年層主体での中隊訓練実施!

2月2日、高度専門教育訓練センターにおいて、指揮班以外は、平均年齢20代又は30代の小隊編成で中隊訓練を行った。

互いの現場活動での確認や、災害状況の変化による対応力の鈍さを指摘された苦い訓練となっていました。

その日の検討会では、若年層職員が訓練の熱気冷めぬ中、それぞれの疑問、問題点を提起し、ベテラン職員が積極的に意見を述べ、共有、解決することができた。

今回の訓練は間違いなく、当署の警防力向上へと繋がった訓練であったと確信している。(北井)



西

NISHI

「K2会」消防署体験学習

2月中旬「K2会」の皆様が消防署体験学習にいられました。

「K2会」とは西区を中心として市内の数々の企業の次世代の経営者候補の方々と構成される会で、消火訓練や煙体験、応急手当から予防分野に至るまで熱心に取り組まれています。

今回の体験学習をきっかけに、将来経営者となった時には経営と同じくらい防火防災管理分野にも力を注いでいただきたいと思います。(線崎)



西淀川

NISHIYODOGAWA

別れと出会い

人生には別れがあり、出会いがある。3月末を以って当署を卒業された職員の最後となる通常点検を終え、先輩方の思い出話に盛り上がった。消防の古き良き時代も経験している先輩方が定年を迎え、後を任された我々は、受け継いだ伝統を若い世代に引き継ぐ使命があるのだと痛感した。

今、新年度を迎え、期待に心躍る時期でもある。これをどう迎えるか、それは職員一人ひとりの心がけひとつで、如何様にも出来る。先輩方が築いた伝統を守りながらも、職員が一枚岩となり、新たなチャレンジ精神を持って仕事に挑みたいと思う。(四宮)



天王寺

TENNOJI

広がる救命の輪

1月下旬、管内の新歌舞伎座において、高齢女性が食事中に窒息する救急事案が発生しました。

勤務中の松本文さんは、現場に駆けつけ受付センターに救急要請を依頼。救急車の誘導を手配するとともに、傷病者を活動スペースまで移動させ、直ちに胸骨圧迫を実施して、到着した救急隊に引き継ぎ、正確な情報提供を行われました。

この迅速かつ勇気ある行動により尊い命が救われました。この功績に対し、署長から感謝状が贈呈されました。(笹山)



淀川

YODOGAWA

救命のバトン

12月30日の昼頃、「がんこ十三総本店」の店内で心肺停止になった女性に対し、店員の藤井さんが、早期に119番通報し、救急隊が到着するまでの間、胸骨圧迫を実施して頂きました。

市民の方から繋いで頂いた「救命のバトン」を私たち救急隊がしっかりと引き継ぎ、一つの命を救うことができました。

藤井さんの迅速かつ適切な応急手当に対し、署長より感謝状を贈呈しました。(飯村)



浪速

NANIWA

立葉出張所の新庁舎が完成しました!!!

開庁されてから60年余りが経過した立葉出張所は、一昨年より建て替え工事を行っていましたが、1月31日、ついに完成しました。

地域の方々から「立派な建物ができたね」「これで安心して暮らせるわ」といったお声をいただきました。

そのような地域の方々の期待に応えるべく、「災害に強いまち・安全な都市」の実現へ、当署職員一同全力で取り組んでまいります。(藤森)



生野

IKUNO

役立つ情報 発見!!

生野区役所、生野図書館、子育てプラザ等に設置させて頂いている当局のリーフレットをアピールする方法について、地域担当と予防担当浦崎主任が検討を行い、オリジナルのイラストが作成されました。

設置したところ、市民の皆様が消防に興味関心を持っていただけるきっかけとなり、大反響!!

「役立つ情報 発見!!」がこれからも親しまれる存在になることを願います。(西川)



東淀川

HIGASHIYODOGAWA

第27回全国救急隊員シンポジウム

1月24日、高松市で開催された全国救急隊員シンポジウムに救急隊の和田司令補が「無差別殺傷事案(テロ災害等)による多数傷病者発生時の他機関との連携について」と題して、大量殺傷型テロ災害発生時において、各機関が安全かつ迅速に任務を完遂できるよう、警察等他機関との連携の重要性について発表しました。

G20大阪サミットや2025年国際博覧会を控えて、有事の際、関係機関が連携し、的確に活動できるよう備えていく決意を新たにしました。(崎里)



旭

ASAHI

PA連携発表会

2月22日、当署で「署内PA連携発表会」を開催しました。両部のST小隊全6小隊が参加し、それぞれ違った事例を、当日抽選で決める実践型の発表会です。

訓練想定は、救命連携隊として先着し、関係者への情報収集、迅速な処置、CPRを実施、後着救急隊との連携をいかに的確に行うことができるかを競いました。

当署は救急隊の配置が1隊でST小隊が先着することが多いため、全隊実災害さながらの緊迫した面持ちで訓練に臨んでいました。(松宮)



東成

HIGASHINARI

予防実務研修

1月15日から2月26日の間、警防担当の水口士長に対し、予防実務研修を実施した。

研修当初は、慣れない業務内容に苦戦していたが、消防関係法令集を片手に立入検査や各種届出事務等さまざまな業務を熱心に取り組み、非常に有意義な研修となった。

この経験を生かし、さらに知識を深め、市民が安心して暮らせる「災害に強いまち・安全な都市」を目指して取り組んでもらいたい。(岡部)



阿倍野

ABENO

強固な“結束”

訪日される外国人の数が右肩上に増加するなか、6月には「G20大阪サミット」が開催され、ここ大阪に主要国の首脳が一堂に会します。

サミットを踏まえ、当区で警察、消防、区役所の行政をはじめ地域代表、関係団体・企業等をメンバーとして連携を密にする『阿倍野区テロ対策パートナーシップ協議会』が立ち上げられ、それに伴う警察・消防合同のNBCテロ対応訓練があべのハルカスの60階展望フロアで実施されました。

見学された方々から「心強い、安心できる！」などの声が聞かれ、当区のさらなる強い結束を感じることとなりました。(太田)



城 東

JOTO

防火・防災図画展開催!!

昨年、「防火・防災図画」の募集をしたところ、城東区内の小学生の皆さんから、351点の図画の応募がありました。1月25日から27日までの3日間、応募作品の図画展を新庁舎となった当署で初めて開催したところ、多くの方々に来署して頂きました。

あわせて救命広報を行い、救命処置への関心も持っていただくことができました。これからも、市民の皆様と共に「災害に強い街・安全な都市づくり」を目指していきます。(田島)



住 吉

SUMIYOSHI

「すみよし湯ズニーランド」に参加!

長く続く銭湯文化を住吉の魅力と共に、銭湯テーマパークが住吉区民センターで開催され、今まで銭湯に行く機会の無かった小さな子どもや、銭湯を愛してやまない全ての銭湯ファンが集まった。

消防コーナーを設けて、防災クイズを出題し「入浴中に地震が来ました!さて何が役に立つ?」ふろおけはヘルメットに、バスタオルは足に巻いてと…クイズに答えるこどもからお年寄りに対し職員による温かい指導をおこないました。(金子)



鶴 見

TSURUMI

ともに市民を守る

平成30年度大阪市職員新規採用者が防災に関する知識を習得するため、当署において研修を実施しました。内容は、普通救命講習、初期消火訓練並びに非常参集をテーマにした防災講話です。2日間に分けて10名の職員が参加し、実災害を想定し高いモチベーションで熱心に取り組んでいました。

この研修で学んだことを忘れずに、有事に際しては大阪市職員として市民を守る立場であることを意識して職務を遂行していただきたいと思います。(犬塚)



西 成

NISHINARI

地域と一丸となり火の用心

春の火災予防運動期間中の3月4日、南海電鉄と大阪メトロを結ぶ天下茶屋駅連絡通路で街頭広報を実施しました。

早朝より西成区地域女性防火クラブ委員長をはじめとする各連合町会の女性防火クラブ員8名に協力して頂きました。

連絡通路を行き交う沢山の行人に一同大きな声で火の用心と火災予防運動実施を呼び掛けにご協力頂き、消防と地域との一丸となった取組もアピールできた広報活動でした。(高田)



東住吉

HIGASHISUMIYOSHI

平成30年度新採用者研修

防災に関する知識習得のための演習を通じて、公務員としての持つべき責任感、使命感の涵養を図るために当署において大阪市職員の研修を実施した。

座学では全体の奉仕者として、災害発生時に市民を守る立場であることを認識してもらい、大規模災害発生時の非常参集の意義と責任、市民対応の重要性について理解を深めた。消防署で実施することにより、顔の見える関係の構築ができ、良き機会となった。(岡)



水 上

SUIJO

七都市消防艇事例研修会

1月31日、神戸市において消防艇事例研修会が実施された。神戸、堺、大津、姫路、福岡、福山、大阪の七都市が参加し(当署から12名、全参加者約50名)、消防艇の災害事例や、事故防止等の紹介及び意見交換を行った。

陸上の災害に比べ、水上の災害は少ないことから、他都市の消防の事例を聞くことができ、非常に有意義な事例研修会となった。大規模災害発生時の対応について、消防艇を保有する七都市の連携強化と乗組員相互の意思の疎通が図られた。(中谷)



平 野

HIRANO

文化財を守るために

1月22日に、大阪府下最大の木造建築物と言われる大念佛寺にて文化財防火デーに伴う、合同訓練を行いました。まず自衛消防隊による訓練の後、通報を受けた消防隊による訓練を行いました。

最後に消防隊と自衛消防隊による一斉放水が実施され、熱心に取り組む自衛消防隊員の姿から、「自分たちの手で大念佛寺を火災から守る!」という強い意志が感じられました。

これからも共に訓練を重ね、貴重な文化財を未来に引き継ぐため尽力していきます!(米谷)





吹田市消防本部

消防署開放DAYを開催しました



消防署開放デー

吹田市消防本部では、平成30年10月28日(日)に吹田市江坂町の消防本部・西消防署合同庁舎において「消防署開放DAY」を開催しました。このイベントは消防署を開放し、市民の皆さんに消防の仕事を実際に体験していただくもので、約1,000人という多数の方々にご来場いただきました。

当日は、放水訓練、煙体験ハウス、ロープ渡過、119番通報及びミニ消防車など約10種類の消防に関する体験コーナーをスタンプラリー形式で実施したほか、指令センターの見学も行い、大人から子供までたくさんの方に喜んでいただくとともに、消防の仕事について理解を深めていただきました。

今後もこのようなイベントを定期的に開催し、できるだけ多くの市民の皆様に消防署についてもっと身近に感じていただくことが、防火意識の向上につながると確信しています。これからも、市民の皆様とともに、「火災のない明るい吹田市」を築いていきます。

枚方寝屋川消防組合消防本部

『カンちゃんシール』誕生 ～住宅用火災警報器の普及啓発～

住宅用火災警報器
設置維持管理PRキャラクター

「枚寝 カンチ」

枚方市・寝屋川市の住宅用火災警報器の設置率向上と維持管理の促進のために現れた住宅用火災警報器の化身！愛称は「カンちゃん」

住宅用火災警報器は住宅防火の強い味方！すでに設置が義務付けられています。設置後は定期的に点検をして維持管理をしましょう。詳しくはお近くの消防署まで！



【裏面】

【表面】

本消防組合では、住警器PRキャラクター「カンちゃん」(枚寝カンチ)を中心に住警器の普及啓発を図っており、新聞・テレビでも大きく取り上げられました。庁舎見学会の際に実施したPR活動では、参加した小学生から「命を守るために大切なことが分かった」、「家にもあるが、動いているか家族で確認したい」という声が聞かれました。また、一人暮らしの高齢者宅で住警器の設置指導を行った際は、カンちゃんが点検・交換の必要性についてアピールしました。これらの取組を更に推進し、カンちゃんの知名度を上げるための広報用グッズとして「カンちゃんシール」を作成しました。子供に大人気のキャラクターシールとほぼ同じ大きさ(5cm×5cm)で、コンパクトで手に取りやすいよう工夫し、表面には子供向けにイラストを配置し、裏面には住警器の情報を掲載しました。

家族で住宅防火について考えてもらうことが狙いで、各種イベントやキャンペーンなどで積極的に配布しています。



大阪狭山市消防本部

エレベーター 救出訓練を実施



大阪狭山市消防本部では、落雷、火災及び地震等の災害など、何らかの原因により建物等が停電となり、設置されているエレベーターが急停止した場合を想定した救出訓練を実施いたしました。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震では、多くの人がエレベーター内に閉じ込められ、救出活動が展開された事を受け、近い将来に高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震等でも同様の事故が多発する可能性が大きいことから、本市においても、かご内の閉じ込め事故や階層途中での停止事故などによる要救助者の救出方法などあらゆる事故事例を想定し訓練することです。有事に備えるとともに、エレベーター設置業者など関係機関への早期連絡体制を確立し二次災害防止対策についても確認しました。

今後も市民の生命・身体・財産をあらゆる災害から守るという崇高な使命達成のため、職員一丸となって技術の向上に努めます。

泉大津市消防本部

消防署1日 開放デーを開催



消防庁舎移転に伴い、新消防庁舎を市民の皆様にご公開し、楽しみながら防災に関心を持って頂くとともに「市民に親しみやすい消防」をめざし、11月25日(日) 泉大津市火災予防協会の協力のもと「消防署1日開放デー」を開催しました。

当日は、泉大津市吹奏楽団による演奏、消防庁舎の見学、はしご車の搭乗や放水体験、小学生を対象とした救命講習、各消防車両へ乗車しての記念撮影など、子どもからお年寄りまで参加され大盛況となりました。

参加者からは、「市民のために頑張る消防の大変さがよくわかり、防災への意識も高まりました。」や、救命講習では「将来救急救命士になりたい」などの嬉しい声も多く聞かれました。

今回のイベント開催を通じて、消防業務への理解や防火防災意識の高揚を図ることができ、今後も市民の期待に応えるべく、安全・安心なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

はじめに

大阪市消防局では、「施策の選択と集中」の全体像を示す方針として毎年度運営方針を策定しています。平成31年度運営方針では、次の5つの「重点的に取り組む主な経営課題」を掲げて取り組んでまいります。

- ・住宅火災の発生件数の低減及び被害の軽減
- ・事業所の防火・防災管理の徹底
- ・救命の連鎖の強化による救命率の向上
- ・大規模災害への対応力の強化
- ・市民の信頼と期待に応える消防職員の育成

それぞれの内容については、大阪市ホームページをご覧ください。

31 消防局運営方針

検索



本稿では、消防局が策定する運営方針の役割や構成等について、特に、メインとなる「重点的に取り組む主な経営課題」を中心にご説明します。

運営方針とは

運営方針は、企業活動などで使われる「戦略計画」（経営戦略）の考え方を行政に取り入れたもので、当市では区局室ごとに作成して当該年度の施策の「選択と集中の方針」を示しています。

その意義・目的は、次の二つです。

① PDCAサイクルを効果的に回す

職員が成果を常に意識して日々の業務に取り組むとともに、その取組の有効性をチェックし、改善や新たな展開につなげる「PDCAサイクル※」の徹底を狙いとしています。

※PDCAサイクルとは

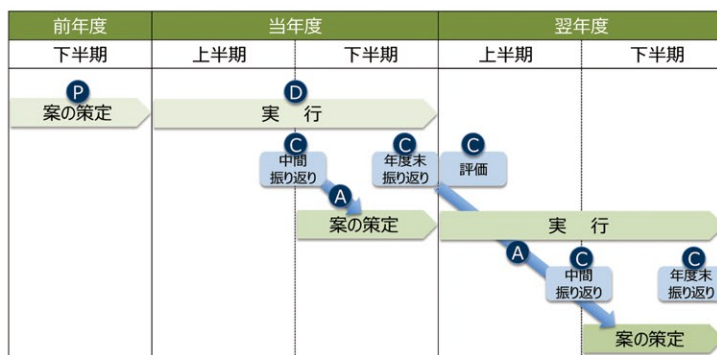
Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)
→Action(改善)の4つのプロセスからなる活動のサイクルを繰り返し、改善を継続していくための手法です。

② 市民に対する説明責任を果たす

運営方針を作成、公表することで、市民の皆様に対して当市の各所属が何に取り組んでいるのかを明らかにし、説明責任を果たしていくことができます。

運営方針によるPDCAサイクル

運営方針は、前年度に策定した内容を実行しつつ、当年度の中間期と年度末に各取組の実績やその効果について振り返り・評価を行い、次年度運営方針の策定時等に取り組内容の改善などへつなげていくことで、PDCAサイクルの実践に活かしています。



重点的に取り組む主な経営課題

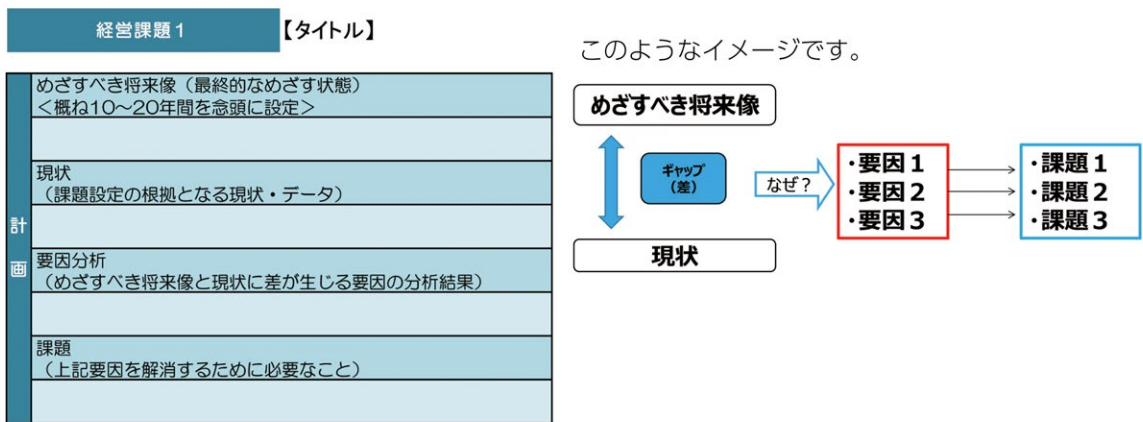
運営方針は、主に「重点的に取り組む主な経営課題」と『市政改革プラン2.0』に基づく取組等の2部で構成され、これらの概要を「施策の選択と集中の全体像」で示していますが、ここでは、運営方針のメインとなる「重点的に取り組む主な経営課題」についてご説明します。

「重点的に取り組む主な経営課題」は、施策分野ごとに、長期、中期、短期の三つの取組ビジョンに応じた構成となっています。

以下、ビジョンごとに、平成31年度運営方針の経営課題1「住宅火災の発生件数の低減及び被害の軽減」(以下「経営課題1」)を例に、実際の策定等で用いる様式に沿ってご説明します。

経営課題 (長期的視点)

10～20年を目安とした「めざすべき将来像」と「現状」との間に差(ギャップ)が生じる要因を分析し、この差を埋めるために解決すべき「課題」を設定しています。



経営課題1では、「めざすべき将来像」として住宅火災の低減とその被害の軽減を目指す中、「現状」との間に差が生じる要因の解消のため、「住宅用火災警報器の適切な維持管理の促進」「高齢者に焦点を絞った火災予防啓発」等を必要な「課題」として抽出しています。

めざす成果及び戦略 (中期的視点)

概ね3～5年後にめざす姿を、客観的に数値化した「アウトカム指標」とともに示し、その達成に向けた取組の方向性を「戦略」として記載しています。

経営課題1では、長期的視点に立って抽出した課題を解決するため、

- ・住宅防火の推進
- ・消火活動能力の向上

の二つを掲げ、それぞれについてアウトカム指標と戦略を示しています。

例えば、「住宅防火の推進」では、年間の住宅火災の発生件数と住宅火災による死者数をアウトカム指標として設定しています。

めざす成果及び戦略 1-1 【タイトル】

	めざす状態 <概ね3～5年を念頭に設定>	戦略 (中期的な取組の方向性)
計画	アウトカム (成果) 指標 (めざす状態を数値化した指標)	
画		

具体的取組（短期的視点）

当年度に実施する取組内容と、その取組がめざす状態（中期的視点）に向けて有効であったかどうかを測るための「プロセス指標」を記載しています。

具体的取組 1－1－1		【タイトル】					
		29決算額	円	30予算額	円	31予算額	円
計画	当年度の取組内容	プロセス（過程）指標（取組によりめざす指標）					
		【撤退・再構築基準】					
		前年度までの実績					

経営課題 1 のうち「住宅防火の推進」では、中期的視点から示した「戦略」を踏まえ、

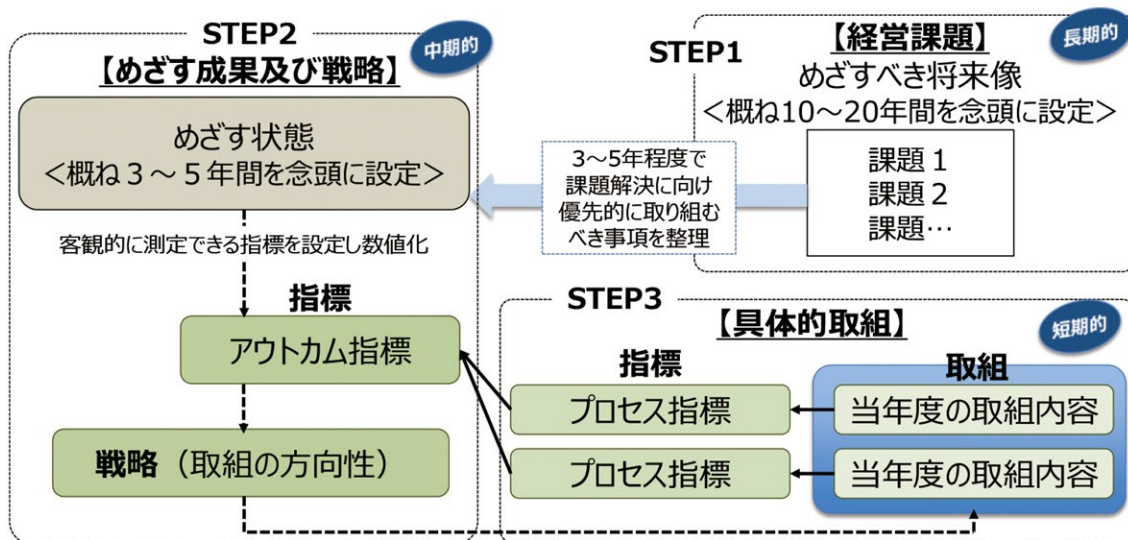
- ・住宅用火災警報器の維持管理の促進等
- ・放火火災の抑止

の二つを平成31年度の一年間で具体的に取り組む事項として掲げています。各取組には、その実施によってもたらされる直接的な成果指標を具体的に数値化した「プロセス指標」を定め、その達成いかんにより「戦略」の有効性を測る目安としています。

例えば、「住宅用火災警報器の維持管理の促進等」では、戸別訪問の際に実施するアンケートにより「理解が深まった」と回答した市民の割合をプロセス指標として設定しています。

さいごに

「経営課題」「めざす成果及び戦略」「具体的取組」の三つの関係は、次のようなイメージです。



運営方針に定められた具体的取組を実際に推し進めていく各職員としては、目先のプロセス指標ばかりに着目してしまいがちですが、市民の安全・安心のためには、その先にある「めざす状態」「めざすべき将来像」を成果として常に意識し、その達成に向けて取り組んでいくことが重要です。

（文責 勝山）

高圧ガス保安法
「保安統括者、保安技術管理者及び
保安係員」について
～昇任試験対策編～



キセイカ ナビ

vol.69

From 予防部規制課



皆さん、こんにちは！今回のテーマは、「保安統括者、保安技術管理者及び保安係員」についてです。
それでは、問題を解いてみましょう！

【凡例】 法：高圧ガス保安法

問題

【問】法第27条の2に規定する「保安統括者、保安技術管理者及び保安係員」に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入してください。

- （ ） すべての第1種製造者及び第2種製造者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、法第32条第1項に規定する職務を行わせなければならない。
- （ ） 保安統括者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
- （ ） 法第27条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安責任者免状（以下「製造保安責任者免状」という。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する知識を有する者のうちから、高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）を選任し、法第32条第2項に規定する職務を行わせなければならない。ただし、保安統括者に経済産業省令で定める事業所の区分に従い経済産業省令で定める種類の製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する知識を有する者を選任している場合その他経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- （ ） 法第27条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者は、保安統括者を選任したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、解任した場合にあっては、届け出る必要はない。
- （ ） 法第27条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者は、同項の規定により経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安係員に高圧ガス保安協会又は法第31条第3項の指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

解答・解説

【答え】

- × 保安統括者を選任しなければならない者は、次に掲げる者である。（法第27条の2第1項）
（1） 第1種製造者であつて、法第5条第1項第1号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）
（2） 第2種製造者であつて、法第5条第2項第1号に規定する者（1日に製造をする高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積以下である者その他経済産業省令で定める者を除く。）
- （法第27条の2第2項）
- × 「知識を有する者」→「経験を有する者」（2カ所）（法第27条の2第3項）
- × 保安統括者を解任したときも、選任と同様に届け出が必要である。（法第27条の2第5項）
- （法第27条の2第7項）

※ 本条において、都道府県知事が処理することとされる事務は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成27年法律第50号。平成27年6月26日に公布）の制定により、指定都市においては、平成30年4月1日から指定都市の長が処理することになりました。



はじめに

今回は「模擬家屋訓練施設」についてご紹介させていただきます。
大阪市という都市が抱えているリスクとして

- ① 火災発生時に延焼拡大が予測される密集市街地が多くあること。
- ② 老朽化木造住宅が多いこと等があります。

また、今後10年間における、職員の入れ替わりは1000人程度と予測され、経験豊富な職員の大量退職及び火災件数減少による経験不足から、技術伝承不足が懸念されています。

そこで、住宅のレイアウト変更が可能であり、木造住宅特有の延焼阻止対応(屋根裏延焼阻止、扉破壊、屋根破壊による排煙等)訓練等、多様な建物に対する反復訓練を実施できる訓練施設として、平成28年度及び平成29年度の2カ年で模擬家屋訓練施設(移動式)を制作し、高度専門教育訓練センターに設置しました。

全体イメージ図



各施設設置数

施設名	Aタイプ (階段有)	A2タイプ	平屋タイプ	中廊下	中廊下 (妻)	ベランダ	バルコニー	屋内階段	屋外階段	伊
モジュール	3.6m × 3.6m	3.6m × 3.6m	3.6m × 3.6m	1.8m × 3.6m	1.8m × 3.6m	1.05m × 3.6m	1.05m × 3.6m	4.55m × 2.75m	4.80m × 1.05m	0.65m × 1.3m
図										
28年度設置数	1棟	3棟		2棟	1棟	3棟		1棟	1棟	1個
29年度設置数	2棟	3棟	1棟				3棟			1個
合計	3棟	6棟	1棟	2棟	1棟	3棟	3棟	1棟	1棟	2個

組み合わせの一例

特徴

- ☆ 多様な建物に変更可能。
- ☆ 密集地域等の街並みを自由に再現可能。
- ☆ 実災害に近い様々な訓練が企画できる。

Aタイプ 階段有

中廊下(妻)

屋外階段

ベランダ



救助連携応用訓練のレイアウト

- 活用例
 - ・警防技術練成会
 - ・救助連携応用訓練
 - ・警防技術総合訓練
 - ・中隊訓練(各署)等



訓練風景①



訓練風景②



- 模擬家屋訓練施設(移動式)に関する資料を庁内ポータルアップしていますので、執務の参考としてください。

【掲載場所】

庁内ポータル▶所属ポータル▶チームサイト一覧▶サイトタイトル「消防局情報共有サイト」
▶チーム内共有ライブラリ▶07警防課▶消防装備▶模擬家屋訓練施設(移動式)

○模擬家屋訓練施設(移動式)【仕様説明・訓練編】

○模擬家屋訓練施設(移動式)【施設取り扱い編】

終わりに

本訓練施設は、冒頭において述べている懸案に対処すべく、平成28年度、29年度において制作したものです。我々は、市民の生命、身体及び財産を守ることを任務としています。諸先輩方からの技術を引継ぎ発展させる消防職員を当該施設を活用し育成することが、最大の活用効果となります。

(文責 米澤)



予防部めぐり ～各担当からの情報発信～ 予防課調査鑑識の紹介

はじめに

予防課調査鑑識では、職員の調査知識・技術の向上を図るために、年間を通して様々な研修を実施しています。一方で、多種多様な火災に関わり鑑識設備も充実していることから、培ってきた知見を他の消防機関、消防本部に活かしていただく機会になっているとともに、有意義な情報交換の場ともなっています。

今回は、他の消防機関、消防本部に関連する具体的活動についてご紹介します。

火災調査指導者育成研修

この研修は、火災調査に関する内容を6項目に分類、順に受講することで所属における火災調査業務の指導者として必要な基本的知識の習得と業務への習熟を図ることを目的として実施しています。座学では、火災調査の進め方や現場の見方などの基本要領に始まり、火災調査を取り巻く法律関係等の講義を行い、実技を伴う実科では、模擬家屋火災、車両火災、電気火災等の鑑識実習を実施しています。

研修スケジュール

研修名	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
火災調査指導者育成研修 (基礎研修A、B)	火災調査マニュアルにある内容を主体として、調査の目的、調査の基礎知識について教養を行う			研修									
火災調査指導者育成研修 (基礎研修C)	火災調査マニュアルにある内容を主体として、現場調査の進め方について教養を行う					研修							
火災調査指導者育成研修 (基礎研修D)	火災調査マニュアルにある内容を主体として、損害調査、統計報告事務処理要領について教養を行う							研修					
火災調査指導者育成研修 (基礎研修E)	火災調査マニュアルにある内容を主体として、調査書類の作成要領について教養を行う									研修			
火災調査指導者育成研修 (電気・車両鑑識研修)	電気・車両火災の基礎知識、初動調査要領、鑑識要領について実技形式の教養を行う											研修	
火災調査研修	火災調査指導者育成研修の総まとめとして位置付け、模擬家屋を使用した研修、外部講師を招いての研修を行う												研修

火災調査事例発表会

火災調査事例の発表を通じて火災調査業務に必要な説明能力を高め、火災調査により得られた知見を共有することにより職員の火災調査に関する知識・技術の向上を図ることを目的として実施しています。平成20年度から開催し10年目を迎えた平成30年度は、各署からの応募事例の中から選抜された5事例が発表されました。



発表会

火災調査研究講演会

火災調査の関係機関における制度内容や火災の仕組みについて知識を深めることにより、円滑な調査業務の遂行、火災調査への知識・技術の向上を図ることを目的に学識経験者等を講師に招き講演会を行っています。過去に講演をいただいた方々の中には、大学教授をはじめ損害保険会社関連の方、警察職員と多岐に渡ります。



講演会

火災調査研修

実務型受入研修の一環として、火災の原因を突き止め、火災に対する予防広報を行う火災原因調査業務の中で、火災現場での聞き取りや実況見分要領、製品や車両火災でのメーカーとの適切な関わりなど、実際に火災現場に出動し調査活動についての研修を実施しています。毎年、大阪府下等の消防職員が多数研修に参加しています。

講師の派遣について

他の消防機関、消防本部から依頼を受けて、専科教育、研修等で火災調査に関する講義を行なっています。中でも大阪府立消防学校では、「調査専科」の中で「特異火災事例」と題し、大阪市で発生した社会的に希少な火災事例を紹介し、事例講義に関する実験を実施しています。また、「初任教育」では、実験を交えながら火災調査の目的や基礎知識について講義を実施しています。

<平成30年度に講師を派遣した研修等>

- ・消防大学校 専科教育(火災調査科)
- ・大阪府立消防学校 調査専科
- ・大阪府立消防学校 初任教育



初任教育



初任教育内での火災実験

おわりに

予防課調査鑑識は、急速に変化していく社会情勢にアンテナを張りつつ、変化しない基本的なものについては、精度を深めていき、変化するべきところは新しい調査スタイルを構築していきたいと考えています。今後もこのような研修等を通して、他の消防機関、消防本部と共に調査知識・技術の向上が図れるよう火災調査業務に真摯に取り組んでいきます。
(文責 工藤)



今月号は、大阪市火災予防条例第38条第2項から第39条第1項第2号までについて解説する。

〈消火器に関する基準〉 第38条

(第1項については前回を参照)

- 2 前項の規定により設ける消火器は、令別表第2においてその消火器に適用するものとされる消火器を、当該場所の各部分から1の消火器に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。
- 3 第1項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6

号。以下「規則」という。第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

解説及び運用

1 第2項及び3項

第1項の規定により設ける消火器の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を規定したものである。

消防法施行令(以下「消令」という)第10条第2項並びに消防法施行規則(以下「消規」という)第9条及び第11条の規定を準用しているが、消令第6条に規定する能力単位については準用しないものである。

〈屋内消火栓設備に関する基準〉

第39条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設置しなければならない。

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(以下同じ)のうち、同表(13)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該対象物の延べ面積の10分の9以上であるものを除く。))で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合)にあつては、はり及び屋根)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては、3、

000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は、建築基準法第2条第9号の3若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井(天井の場合にあつては、はり及び屋根)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては、2、000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては、1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積

の合計が100平方メートル（主要構造部が耐火構造で、かつ、5階以上の階の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては、200平方メートル）以下のもの、又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分の床面積が合計100平方メートル（当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。）

解説及び運用

1 第1項

屋内消火栓設備を設置しなければならぬ防火対象物を定めており、該当する防火対象物全体に設置が必要となるもの。

2 第1項第2号

次のいずれかに適合する場合、設置を要しないものである。

- (1) 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床

防火対象物		設置対象物
1号	(16)項 (小規模特定用途複合防火対象物のうち(13)項部分が90%以上のものを除く。)	1 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの 延3,000㎡
	消令別表 第一に掲げる防火対象物	2 主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロとし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの 延2,000㎡ 3 前2項目以外のもの 延1,000㎡
2号		地階を除く階数が5以上のもの

面積の合計が100㎡以下のもの

- (2) 主要構造部が耐火構造で、かつ、5階以上の階の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が200㎡以下のもの
- (3) 主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画（外気に開放されたバルコニーその他これに準ずる部分は除く。以下同じ。）されているもの

- (4) 主要構造部が耐火構造であるもので、かつ、5階以上の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもので、5階以上の部分の床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区

画されているもの

- (5) 前(3)及び(4)の規定に適合する区画が混在しているもの

3 第1項各号

- (1) 内装制限の対象は、次に掲げる部分以外の部分とする。
押入、物入等（人が内部に入って収納作業を行うものを除く。）

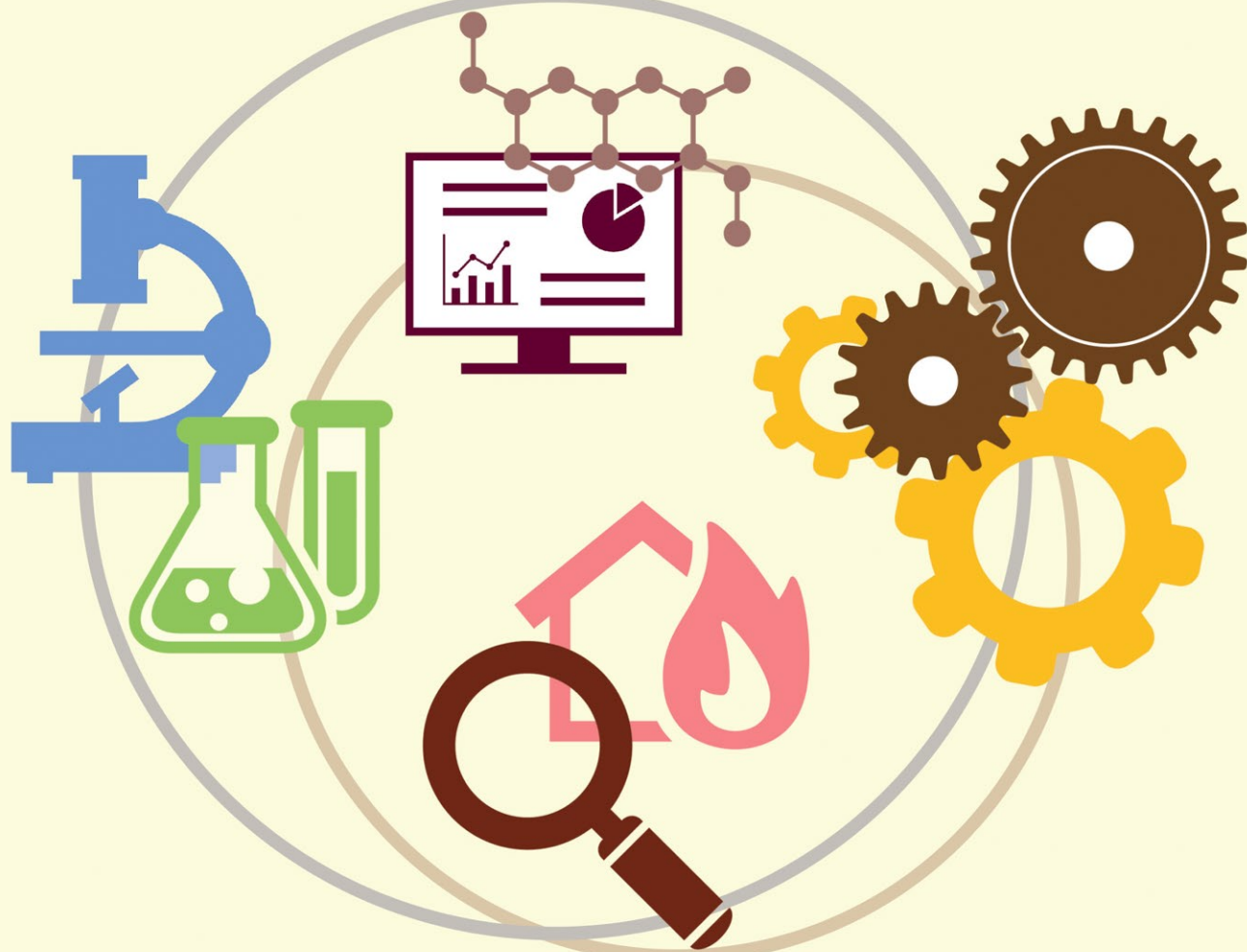
- (2) 便所
(3) 浴室（少人数用のものに限る。）で内部に風呂釜、給湯器又は乾燥機電気用品安全法に基づき技術基準に適合したもの、改正前の電気用品取締法（昭和36年法律第234号）の型式認可品及び（一社）日本電機工業会が定めた自主試験基準に適合する機器は除く。）等出火源となるものを設置しないもの

- (4) 外気に開放されたバルコニーその他これに準ずる部分

- (5) 回り縁、窓台その他これらに類する部分

（文責 松村）

消防防災科学技術賞 2019



作品募集 4月1日(月)～5月7日(火)



防火水そうの点検清掃用
吸管と点検清掃システム

平成30年度 表彰作品



スマートフォンを用いた消
防活動用地理情報システム



ハイブリッド・
ホース巻取り機の開発



廃油再生燃料の製造所で
発生した火災の調査報告

■募集区分

▼消防職員・消防団員等の部

- A. 消防防災機器等の開発・改良
- B. 消防防災科学論文
- C. 原因調査事例

▼一般の部

- D. 消防防災機器等の開発・改良
- E. 消防防災科学論文

■表彰

優れた作品には、2019年11月に行われる表彰式において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

●応募作品はホームページにて紹介します。●表彰作品の公表は9月頃の予定です。●詳細は消防研究センターホームページをご覧ください。



■問合せ先

消防庁 消防研究センター 研究企画室

TEL: 0422-44-8331 FAX: 0422-42-7719 E-mail: hyosho2019@fri.go.jp

消防研究センターホームページ: <http://nrifd.fdma.go.jp/>

そやねん!

教育訓練センター

こんにちは。高度専門教育訓練センターです。



さあ、4月が始まりました。

新しい職場、新しい出会い、

全てが新鮮に感じる時期ではないでしょうか。

訓練センター職員も気持ち新たに頑張ります!



プロフェッショナルへの道～資格取得

移動式クレーン運転士

- ・試験日（学科試験）：年6回
- ・受験資格：特になし
- ・試験内容：移動式クレーン・原動機・電気に関する知識、関係法令等
- ・試験料：6,800円（学科試験）
- ・その他：別途、教習所等の実技教習の費用が必要です。

つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転業務に必要な免許です。

教習所等で実技教習を受けたのち、各試験センターでの学科試験に合格し免許を取得するのが一般的です。

小型移動式クレーン運転技能講習からのステップアップとして取得される方もおられます。

甲種火薬類取扱保安責任者

- ・試験日：2019年9月1日
- ・受験資格：特になし
- ・試験内容：一般火薬学、火薬類取締に関する法令
- ・試験料：17,000円
- ・願書受付：2019年6月18日～6月27日

なお、願書は5月下旬より都道府県火薬類保安協会内の試験事務所に配布。

一定量以上の火薬類を取り扱うために必要な免許です。

火薬類に関する法令知識を得ることで、保安3法事務の対応にも役立ちます。

大阪市防火管理協会からのお知らせ

入会のご案内



■ 情報誌「そなえ」

- 最新の防災情報を掲載する情報誌です。火災原因レポートや家庭、職場等での予防救急のほか、現在大阪市消防局で使われている消防車両、救助用機材などを紹介します

- 毎月28日発行、B5判

■ ご入会のご案内

◆ 会員の方には、次のような特典があります

- リアルタイムな防災情報を掲載した「そなえ」を毎月送付
- 防火管理、防災管理に関する質問や相談にお答えします
- 消防関係法令集など協会発行の防災図書を会員特別価格で販売
- 会員の方には、支部(消防署)の行事、イベントへのご案内や防火管理、防災管理に功績のあった方を表彰します

お問い合わせ・お申し込み先

(一社)大阪市防火管理協会

〒544-0021 大阪市生野区勝山南4丁目7-11
TEL:06-6741-2130 FAX:06-6712-2130
E-mail:info@sonae.or.jp

◆ 会員区分と年会費

会員区分	会員要件(法人、個人を問いません)	会費(年会費)
運営会員	当協会の事業運営にご協力をいただきます。(無報酬です)	3,600円(4月～翌3月) (途中入会は、月割りで ご納入いただきます)
一般会員	運営会員を希望されない方	
賛助会員	当協会の事業に賛同し、ご支援をいただける方	5,000円を1口とし、 1口以上

SCHEDULE

防火・防災管理講習日程表

甲種防火管理新規講習

講習会場:大阪市消防局(※1)
講習時間:両日とも10:30～16:30

講習会場:阿倍野防災センター(※2)
講習時間:両日とも10:00～16:00

回数	開催日
第3回	2019年5月 9日(木)、10日(金) (※1)
第4回	2019年5月16日(木)、17日(金) (※2)
第5回	2019年5月20日(月)、21日(火) (※2)
第6回	2019年5月25日(土)、26日(日) (※2)
第7回	2019年5月27日(月)、28日(火) (※2)

甲種防火管理再講習

講習会場:大阪市消防局生野分室
講習時間:14:00～16:00

回数	開催日
第2回	2019年5月13日(月)

防災管理新規講習

講習会場:大阪市消防局生野分室
講習時間:10:00～15:30

回数	開催日
第3回	2019年5月15日(水)

防火・防災管理新規講習

講習会場:阿倍野防災センター
講習時間:両日とも10:00～17:00

回数	開催日
第4回	2019年5月18日(土)、19日(日)
第5回	2019年5月29日(水)、30日(木)

防火・防災管理再講習

講習会場:大阪市消防局生野分室
講習時間:14:00～17:00

回数	開催日
第2回	2019年5月23日(木)

此花区 佐川急便株式会社

佐川急便株式会社は、1957年に創業しSGホールディングスグループの中核の会社として、宅配便事業の強化・拡大に加え、グループ会社と連携し、物流のトータルソリューションの提供を図られています。

そこで、物流とその周辺の様々な事業を通じて、社会に貢献できる企業を目指されています。

さらに、大阪SRC（佐川流通センター）においては、昨年此花消防署と津波等水害時の協定を締結し、有事の際の協力体制を確立されました。

また、此花区自衛消防協議会が主催する消防操法競技



会においては、女性自衛消防隊も積極的に参加され、平成25年度及び平成30年度の屋内消火栓操法（女子の部）で優勝されるなど、女性自衛消防隊の中でひととき優秀な成績を収められています。

今後も継続して、防火防災の知識・技術の向上に努められ、活躍されることを期待します。

自衛消防隊 紹介

自衛消防隊員

阿部 瑞生
(写真左)

木村 祐子
(写真右)

佐川急便では、万一の火災・大規模災害に備え、人命を第一に迅速かつ適切な対応が出来るよう、常日頃から防火防災意識を持ち、正しい知識の習得に努めております。



女性 防火クラブ だより

東淀川区

当クラブは、昭和61年11月21日に結成された「奥さま防災アドバイザー」を母体として、平成3年7月に東淀川区婦人防火クラブが結成され、平成14年4月に東淀川区女性防火クラブに名称変更し、現在に至っています。

活動は、全体での研修会等を行うほか、各地域ごとに防災研修会や救命講習等を行い、地域の避難所開設訓練や小中学校での防災学習授業にも参加し積極的に防災活動を推進しています。昨年は各地での災害が相次いだこともあり、地震や風水害対策に関する研修会も行いました。

平成31年1月には、当クラブ委員長渡辺百合子氏が、長きにわたり女性防火クラブ員として地域の防火啓発活動に貢献された功績を称えられ大阪府婦人防火クラブ連絡協議会会長から優良婦人防火クラブ員表彰を受賞されました。

これからも、「災害に強いまち・安全な都市」を目指し、活動に取り組んでいきたいと思っています。



健康ダイアリー

総務部 人事課

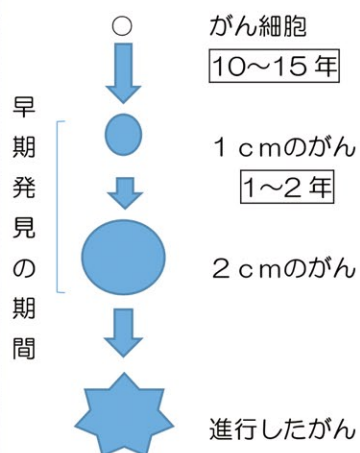


今年から、がん検診を！

日本人の「2人に1人」が“がん”になっています。

がん患者の「3人に1人」が20～64歳の働き盛りで死亡原因の第1位です。

★ 健康なあなたこそ「がん検診」を受けましょう！



1つのがん細胞が1cmの大きさになるまで10～15年かかります。しかし、1cmから2cmになるには、わずか1～2年です。1cm以下のがん細胞は発見が困難です。

早期がんと言われる、検診で発見できる大きさは1～2cmで、この時期に発見でき治療を受ければ約9割が完治します。

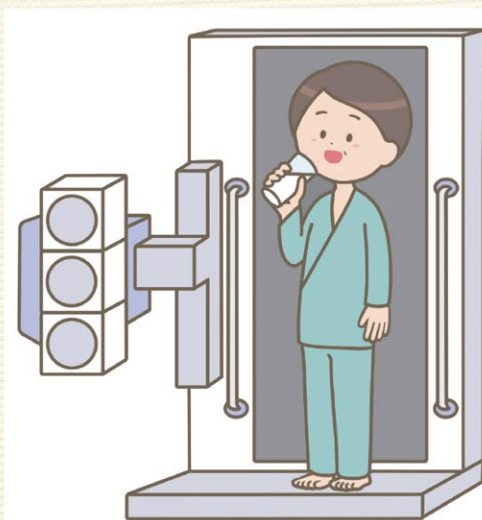
つまり、毎年がん検診を受けなければ早期発見のチャンスを逃してしまいます。

★「精密検査」と言われたら！

速やかに医療機関を受診しましょう。

早期がんは症状がないため精密検査を受けなければ、がん検診の意味がありません。

むやみに怖がらずに安心を買うつもりで必ず受診しましょう。



親睦会だより

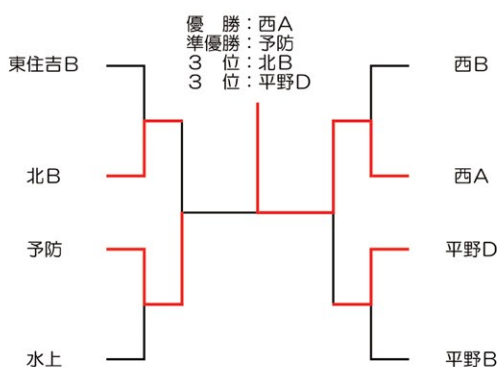
大阪市消防職員親睦会

平成30年度 親睦会 卓球大会

平成30年度親睦会卓球大会が、1月23日(水)大阪市中央体育館サブアリーナで開催されました。
結果については次のとおりです。

- 団体の部
- 優勝 西支部A
 - 準優勝 予防支部
 - 第3位 北支部B
 - 第3位 平野支部D
- 個人の部
- A級
 - 優勝 石井 一希(西支部)
 - 準優勝 森田 佳成(平野支部)

平成30年度 親睦会卓球大会 団体戦決勝トーナメント結果



- 一般
- 優勝 一木 邦彦(西支部)
 - 準優勝 猪井 裕幸(予防支部)
 - 第3位 油谷 晃(予防支部)
 - 第3位 小阪 知也(西支部)

クラブ紹介 柔道部

五都市消防柔道大会開催!!

平成30年11月16日(金)、エディオンアリーナ大阪(大阪府立体育会館)地下2階柔道場において、第40回五都市消防柔道大会が大阪消防柔道クラブ(徳野浩一クラブ部長)の主催により開催されました。

大会は五都市(東京、千葉、福岡、熊本、大阪)による総当たりリーグ戦の団体戦とオープン参加による個人戦が行われ、団体戦は、熊本市消防局が10年以上連覇していた東京消防庁の牙城を崩して初優勝。我が大阪消防柔道クラブは開催地の意地で4位を死守しました。

個人戦男子の部では、鶴見支部の松吉選手と住之江支部の守島選手が堂々の第3位に入賞。

個人戦女子の部では、福島支部の中山選手が東京消防庁の女子

選手2人に圧勝し、優勝に輝きました。

2019年度は東京開催です。男女を問わず柔道に興味のある職員は柔道クラブ事務局(予防課・川勝)までお気軽に連絡してください。

大会結果

○団体戦

- 優勝 熊本市消防局
- 準優勝 東京消防庁
- 第3位 福岡市消防局
- 第4位 大阪市消防局
- 第5位 千葉市消防局

○個人戦男子の部

- 優勝 入江 崇文(東京消防庁)
- 準優勝 野口 尚(東京消防庁)
- 第3位 松吉 伸明(鶴見支部)
- 第3位 守島 光昭(住之江支部)

○個人戦女子の部

- 優勝 中山はるな(福島支部)
- 準優勝 佐々木 愛(東京消防庁)
- 第3位 木牟禮里咲(東京消防庁)

梅田スカイビル

1993年(平成5年)3月25日竣工。地上40階、地下2階、高さ173mの超高層ビルで、原広司氏の設計による。

イギリスのドーリング・キンダースリー出版社が選ぶ「TOP 20. BUILDINGS AROUND THE WORLD」の一つに選ばれた。因みに、タージマハル、アヤソフィア、シドニー・オペラハウス、サン・マルコ寺院、フラットアイアンビル、クラック・デ・シュヴァリエ、ボドリアン図書館、ビルパオ・グッゲンハイム美術館、メヘラーンガル砦、ウェストミンスター宮殿、メキシコシティ・メトロポリタン大聖堂、ポンピドゥーセンター、サグラダ・ファミリア、パルテノン神殿、コロッセオ、アンコール・ワット、ブルジュ・アル・アラブ、トランスアメリカ・ピラミッド、ハッサム2世モスク、梅田スカイビル。



ンピドゥーセンター、サグラダ・ファミリア、パルテノン神殿、コロッセオ、アンコール・ワット、ブルジュ・アル・アラブ、トランスアメリカ・ピラミッド、ハッサム2世モスク、梅田スカイビル。

タワーイースト、タワーウエストの2棟から成り、その頂部を連結するように円形の空中庭園展望台を設置したのが特徴で、これにより地震、風、振動への耐性が強化されている。

最上部の空中庭園展望台からの眺望は、360度の視界と全天候型で風を感じられる観光スポットで、開業15年目の2008年(平成20年)5月5日には1,000万人、2015年(平成27年)7月31日には1,500万人の入場者数を突破した。独特の形状から、大阪のランドマークとなっている。

編集室

す。平成は、大地震が2回、加えて台風、集中豪雨等の災害が頻発しました。情報機器の進化により、リアルな状況が瞬時に視覚化され、自然の脅威を皆さんは目の当たりに。災害の発生を止めるのは難しいですが、被災者が救われるのを祈ります。



人間の活動の中で大事な物。重要な事はバランスよく鍛えて、大人になると低下する右脳を小さな頃から鍛えて、「柔らかな頭」の大人で……とあったが、今更手おくれだ。春灯や陶工いとりくろ 蹴る

(高)

顔は覚えていないのに名前が出てこない。また、草花の名前も思い出せない事がよくある。食事をしながら耳に留ったのが、右脳と左脳、別々に記憶しているという事で、興味を持った。



寒いと思っていたが、暖冬だったらしい。そういえば、「あたり一面雪景色」とか積雪がなかったことに気が付いた。私の現役時代には、大阪市内でもけっこうな積雪があり、消防署の前を皆で雪かきしたり、消防車にチェーンを巻いたり竹箒を積載したりと、今となつては懐かしい思い出である。



(正)

害を最小限にすることはできます。春の暖かさのなか、自然の恵みに感謝し、うまく自然と付き合える新元号のスタートになることを願います。

(隆)

大阪消防

平成31年4月号 第70巻第4号 通巻第829号

発行 大阪消防清風会

企画・監修 大阪市消防局

編集 大阪市消防局企画部企画課内

大阪消防編集部

〒550-8568 大阪市西区九条南1-12-54

T E L 06-4393-6036

F A X 06-6582-2864

Eメール taka-yamano@city.osaka.lg.jp

年間購読料 年間4,560円

(消費税・送本手数料含む)

制作・販売 株式会社サイネックス

質の高い胸骨圧迫のために

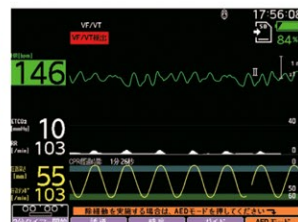
CPR assist

CPRアシスト CPR-1100



cardiolife S

半自動除細動器 TEC-2603 カルジオライフS



各々の電源を入れると、Bluetooth®の無線通信により自動で連携を始めます。
TEC-2603の画面に胸骨圧迫の波形とバググラフの他、CPR-1100からの音声
アナウンスと同様のメッセージを表示します。

販売名: CPRアシスト CPR-1100

医療機器承認番号 22800BZX00193000

68AH-00086

販売名: 半自動除細動器 TEC-2603 カルジオライフS

医療機器承認番号 22700BZX00308000

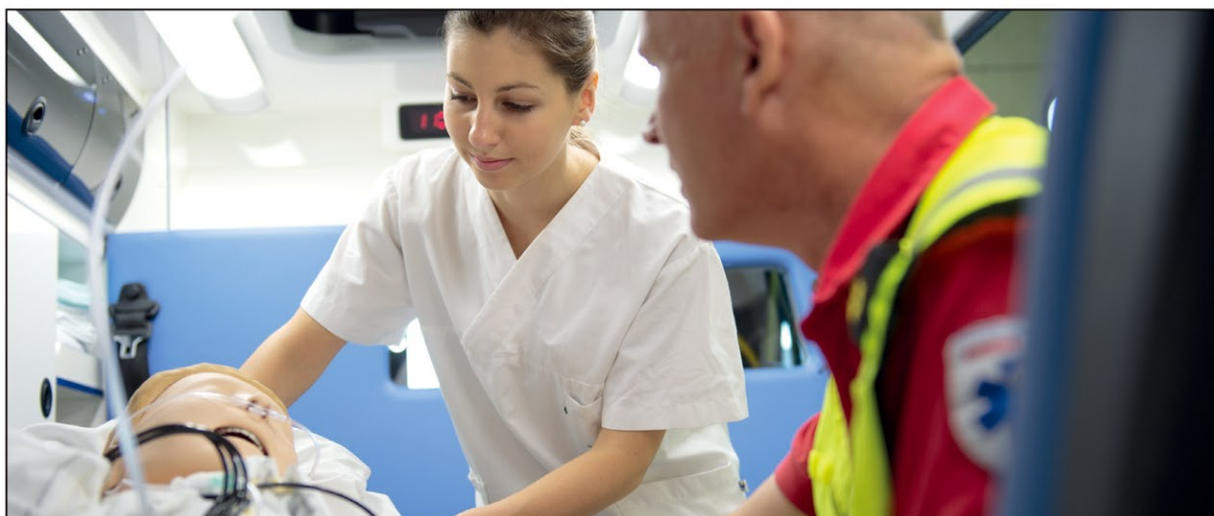
〈製造販売〉

日本光電

東京都新宿区西落合1-31-4
〒161-8560 ☎03(5996)8000

* カタログをご希望の方は当社までご請求ください。

<https://www.nihonkohden.co.jp/>



レサシアン シミュレータ PLUS

質の高い CPR が命を救います

CPR とシミュレーションを両立し、パッド式とパドル式の除細動器に対応

製造販売元

レーラダルメディカルジャパン株式会社

お問い合わせ先 ☎ 0120-309-060

CustomerService.jp@laerdal.com

www.laerdal.com



Laerdal®

helping save lives

大阪ガス



大阪市消防局

大阪ガスと大阪市消防局は連携協定を結び、火災予防啓発に取り組んでいます。

あなたの家は
大丈夫
ですか？

住宅用火災警報器は

設置10年での

取替えを推奨します。

設置・
取替えは
おまかせ
ください！



まさかの時の早期発見、早期避難！

火災STOP作戦！

ご家庭の住宅用火災警報器をチェック！